

兵庫県公報

平成24年3月21日 水曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（広域行政課）	20
○ 義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（同）	23
○ 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例（県民生活課）	28
○ 財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例（新行政課）	31
○ 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（財政課）	32
○ 兵庫県税条例の一部を改正する条例（税務課）	44
○ 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（市町振興課）	46
○ 兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（人事課）	49
○ 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（同）	49
○ 介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（高齢社会課）	50
○ 後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（医療保険課）	50
○ 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（障害福祉課）	50
○ 兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（同）	52
○ 食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（生活衛生課）	53
○ 受動喫煙の防止等に関する条例（健康増進課）	54
○ 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例（環境整備課）	61
○ 総合治水条例（総合治水課）	61
○ 兵庫県立都市公園条例の一部を改正する等の条例（公園緑地課）	70
○ 兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（教育委員会事務局学事課）	70
○ 兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（同）	70
○ 兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（教育委員会事務局体育保健課）	71

公布された法令のあらまし

●法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例（条例第4号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、水道法、医療法等の法令において、水道技術管理者の資格、既存病床数及び申請病床数を算定する場合の補正に関する基準等を条例で定めることとされることに伴い、次のとおり、当該基準等を定めることとした。

1 水道法関係

水道法において条例に委任される次の事項について定めることとした。

- (1) 兵庫県水道用水供給事業における技術者による監督を行う水道の布設工事の種類
- (2) (1)の監督を行う者の資格
- (3) 兵庫県水道用水供給事業における水道技術管理者の資格

2 医療法関係

医療法において条例に委任される次の基準について定めることとした。

- (1) 公的医療機関等である病院の開設等の許可申請があった場合における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定する場合の補正の基準
- (2) (1)の申請に係る既存の病床数を算定する場合の基準
- (3) 病院及び診療所の専属薬剤師の配置に係る基準
- (4) 病院の人員及び施設の基準
- (5) 療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準

3 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律関係

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律において条例に委任される次の標識の寸法について定めることとした。

- (1) 指定猟法禁止区域の標識
- (2) 鳥獣保護区の標識
- (3) 特別保護地区の標識
- (4) 特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識
- (5) 休猟区の標識
- (6) 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識

4 職業能力開発促進法関係

職業能力開発促進法において条例に委任される次の事項について定めることとした。

- (1) 職業訓練のうち、公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができるものの範囲
- (2) 職業訓練のうち、公共職業能力開発施設を行う職業訓練とみなすことができるものの範囲
- (3) 職業訓練の水準の維持向上のための基準
- (4) 職業訓練のうち、無料とするものの範囲
- (5) 県が設置する公共職業能力開発施設を行う普通職業訓練及び高度職業訓練における職業訓練指導員とする者の資格

5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律関係

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律において条例に委任される高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な信号機等の設置に係る基準について定めることとした。

6 下水道法関係

下水道法において条例に委任される次の基準等について定めることとした。

- (1) 流域下水道の構造の基準
- (2) 終末処理場の維持管理の方法

7 道路法関係

道路法において条例に委任される次の基準について定めることとした。

- (1) 有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識
- (2) 県道の構造の基準。ただし、当該基準の適用にあつては、第3種第3級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第5級に区分することができることとする。
- (3) 県道である自動車専用道路を道路、軌道、一般自動車道又は交通の用に供する通路その他の施設と立体交差させなくてよい場合に係る基準

●義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例（条例第5号）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により、義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲が行われること等に伴い、次のとおり所要の整備を行うこととした。

1 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正

公営住宅法において条例に委任される次の事項について定めることとした。

- (1) 普通県営住宅及び共同施設の整備基準
- (2) 普通県営住宅の入居者の資格
- (3) 改良県営住宅に入居する場合の入居者の入居の際の収入の上限の金額

2 兵庫県立自然公園条例の一部改正

- (1) 市町が、兵庫県立自然公園の公園事業の一部を執行するに当たっては、知事と協議をすれば足りることとした。
- (2) 兵庫県立自然公園の公園事業を執行する市町が合併又は分割した場合は、知事と協議をすれば足りることとした。

3 兵庫県立都市公園条例の一部改正

都市公園法において条例に委任される次の事項について定めることとした。

- (1) 都市公園の配置及び規模
- (2) 公園施設である建築物の建築面積の総計の都市公園の敷地面積に対する割合

4 兵庫県病院事業の設置等に関する条例及び兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部改正

地方公営企業法において条例に委任される資本剰余金の処分について定めることとした。

- 5 兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正
図書館法において条例に委任される兵庫県立図書館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。
- 6 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正
博物館法において条例に委任される兵庫県立人と自然の博物館協議会の委員の任命の基準を定めることとした。
- 7 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下「特例条例」という。）の一部改正
法令等により市町が処理することとなる事務について、特例条例により市町が処理する事務から除くこととした。
- 8 食品衛生法基準条例の一部改正
食品衛生法施行令において条例に委任される県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置の基準を定めることとした。
- 9 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正
県が本人確認情報を利用することができる事務から、住所のある市町の区域の外の農地等について所有権等を取得する場合の農地法に規定する知事の許可の事務を除く等規定の整備を行うこととした。
- 10 認定こども園の認定基準等に関する条例（以下「認定こども園条例」という。）の一部改正
認定こども園の認定は、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園又は特定認可外保育施設型の類型に応じ、それぞれ就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に掲げる基準並びに認定こども園条例に規定する設備及び運営に関する基準に適合するものに対して行うこととした。

●**県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例**（条例第6号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正により、特定非営利活動法人は、定款の変更に係る登記をしたときは当該登記をしたことを証する登記事項証明書を提出しなければならない等提出書類の見直しが行われること、当該法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資するものは知事の認定を、当該法人であって新たに設立されたものうち、その運営組織及び事業活動が適正であって特定非営利活動の健全な発展の基盤を有し公益の増進に資すると見込まれるものは知事の仮認定を受けることができるものとされること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、外国人の住民が住民基本台帳法の適用を受け、外国人登録の制度が廃止されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

●**財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例**（条例第7号）

地方自治法施行令の一部改正に伴い、条例により普通地方公共団体の長が議会に経営状況の説明を行わなければならない法人を追加できるとされたことから、次の法人を追加することとした。

- 1 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会
- 2 公益財団法人兵庫県人権啓発協会
- 3 財団法人計算科学振興財団
- 4 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
- 5 但馬空港ターミナル株式会社
- 6 ひょうご埠頭株式会社
- 7 新西宮ヨットハーバー株式会社

●**使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例**（条例第8号）

次に掲げる条例に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 使用料及び手数料徴収条例
- 2 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例
- 3 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例
- 4 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例
- 5 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例
- 6 道路占用料の徴収等に関する条例
- 7 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例
- 8 兵庫県病院事業の設置等に関する条例
- 9 警察手数料徴収条例

●**兵庫県税条例の一部を改正する条例**（条例第9号）

地方税法の一部改正に伴い、不動産取得税、自動車取得税、軽油引取税及び自動車税に係る規定について所

要の整備を行うこととした。

●知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第10号）

知事の事務である市町の区域内に新たに土地を生じたときの届出の受理に関する事務等について、市町の規模能力等に応じて、市町が処理することとする等所要の整備を行うこととした。

●兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例（条例第11号）

知事及び教育委員会の事務部局、警察官以外の警察並びに企業庁の職員の定数を削減し、警察官及び病院局の職員の定数を増員することとした。

●特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例（条例第12号）

1 給料月額の特例

給料月額は、知事にあつては100分の20、副知事にあつては100分の15、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の10、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の7に相当する額を減じた額とする特例を、平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に支給する給料について引き続き実施することとした。

2 期末手当の特例

(1) 期末手当の額は、知事にあつては100分の10、副知事にあつては100分の7、公営企業及び病院事業の管理者並びに教育長にあつては100分の5、その他の特別職に属する常勤の職員にあつては100分の3に相当する額を減じた額とする特例を、平成24年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

(2) 期末手当基礎額の加算額に係る加算割合は、3分の2に相当する割合を減じた割合とする特例を、平成24年6月及び12月に支給する期末手当について引き続き実施することとした。

●介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第13号）

1 介護保険法の一部改正により、県は、平成24年度に限り、介護保険の保険者である市町に対する保険料の未納、給付の増大等に起因する財政の不足を補うための資金の交付及び貸付けを行う事業に必要な費用に充てる場合以外の場合にも、介護保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を処分することができるものとされることに伴い、基金の処分について特例を定めることとした。

2 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正に伴い、市町の拠出金に係る拠出率を改定するとともに、平成24年度から平成26年度までの計画期間については、現在の基金の残額、1の資金の交付及び貸付けの実績等を勘案し、市町に新たな拠出を求めず基金を運用することとし、所要の整備を行うこととした。

●後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例（条例第14号）

高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正により、県は、当分の間、後期高齢者医療広域連合に対して後期高齢者医療に係る保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、後期高齢者医療財政安定化基金（以下「基金」という。）を充てることとされたことに伴い、基金の処分について特例を定めることとした。

●兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例（条例第15号）

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正により、障害の種別により分かれている障害児施設について障害の種別を超えた利用ができるよう一元化され、市町が障害児通所支援の実施主体とされる等障害者に対する支援体制の見直しが行われることに伴い、次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

1 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例

2 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例

3 兵庫県障害福祉審議会条例

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例

5 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

6 職員の子育て支援に関する条例

●兵庫県立子ども発達支援センターの設置及び管理に関する条例（条例第16号）

発達障害（発達障害者支援法に規定する発達障害をいう。以下同じ。）を早期に発見し、発達障害児（同法に規定する発達障害児をいう。以下同じ。）に対してその発達障害の特性に対応した医療的又は福祉的援助（以下「発達支援」という。）を行うことにより、その心理機能の適正な発達及び社会生活に適応する能力の育成を図るため、兵庫県立子ども発達支援センター（以下「センター」という。）を設置することとした。

1 位置

明石市魚住町清水

2 業務

- (1) 医療法に規定する診療所（以下「診療所」という。）として、主として発達障害児のための医療を行うこと。
- (2) 発達障害児及びその家族に対し、発達障害に関する相談に応じ、又は助言を行うこと。
- (3) 発達支援に関する知識及び技術の向上に資するための研修を行うこと。
- (4) 市町が行う発達障害の早期発見及び発達障害児に対する発達支援に関する業務への技術的な支援を行うこと。
- (5) 発達障害に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (6) 関係機関と相互に協力及び連携を行うこと。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

3 管理

センターの管理を地方自治法に規定する指定管理者に行わせるものとする。

4 利用料金

- (1) 診療所を利用する者は、当該診療所の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を納めなければならないものとする。
- (2) 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。
- (3) 利用料金の額は、次のとおりとする。
 - ア イの表及びウの表に掲げるもの以外のものにあつては、健康保険法の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「告示」という。）により算定した額
 - イ 次の表に掲げる利用料金にあつては、同表に定める額

種別		金額
告示に掲げるものの料金	労働者災害補償保険法の規定により療養の給付を受ける場合（以下「労災給付」という。）	兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定して得た額
告示その他の算定方法により算定し難い医療行為等の料金		実費
診断書、証明書その他これらに類する文書の料金		4,000円の範囲内で規則で定める額

ウ 次の表に掲げる利用料金にあつては、同表に定める額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるもの

種別		金額
告示に掲げるものの料金	健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合（労災給付及び健康診断（精密検査を除く。）を除く。）	告示に掲げる点数1点につき20円をその単価として算定して得た額
	健康診断（精密検査を除く。）	告示に掲げる初診料点数1点につき10円で算定して得た額

- (4) 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

5 関係機関の協力

センター、発達障害者支援法に規定する発達障害者支援センター、兵庫県立特別支援教育センター等の関係機関は、発達障害に関する業務を行うに当たっては、相互に協力及び連携をしなければならないものとする。

6 施行期日

平成24年4月1日。ただし、2(1)及び4は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において規則で定める日

●食品衛生法基準条例の一部を改正する条例（条例第17号）

国が食品衛生法の規定に基づき定める生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）で、生食用のものをいう。以下

同じ。)の規格基準が遵守され、当該規格基準の実効性を確保するため、生食用食肉を調理する飲食店営業並びに生食用食肉を加工する食肉販売業及び食肉処理業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準を定めることとした。

●受動喫煙の防止等に関する条例（条例第18号）

たばこの煙が、人の健康に悪影響を及ぼすものであり、また、他人の快適な生活を妨げることがあることに鑑み、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、受動喫煙の防止等に関する条例を制定することとした。

1 定義

- (1) 「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいうものとする。
- (2) 「受動喫煙の防止等」とは、不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設（車両その他の移動施設を含む。以下「対象施設」という。）における受動喫煙を防止することその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいうものとする。
- (3) 「たばこ」とは、たばこ事業法に規定する製造たばこ又は同法に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいうものとする。

2 受動喫煙の防止等

- (1) 受動喫煙の防止等は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ未成年者をたばこの煙にさらされることから保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）、事業者、施設管理者（対象施設を管理する者をいう。以下同じ。）、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならないものとする。
- (2) 受動喫煙の防止等は、県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならないものとする。
- (3) 受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを目的として行われるものであり、対象施設以外の私的な区域における喫煙を制限するものではないという理解の下に推進されなければならないものとする。

3 県民の責務

県民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないように努めるとともに、事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力しなければならないものとする。

4 保護者の責務

未成年者の保護者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図らなければならないものとする。

5 事業者及び施設管理者の責務

事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組まなければならないものとする。

6 市町の責務

市町は、その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

7 県の責務

県は、受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

8 連携及び協働

県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

9 受動喫煙の防止等

- (1) 次の表に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙することができない区域としなければならないものとする。

番号	対象施設の区分	区域

1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）、保育所その他これに類するもの又は青少年教育施設	当該施設の建物内及び敷地内の区域
2	大学、高等専門学校、専修学校、各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
3	病院、診療所又は助産所	当該施設の建物内の区域
4	薬局	当該施設の建物内の公共的空間
5	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所	当該施設の建物内の公共的空間
6	官公庁の庁舎	当該施設の建物内の区域
7	官公庁施設のうち庁舎以外の施設（他の対象施設の区分に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
8	児童福祉施設、母子福祉施設その他これらに類するもの（保育所その他これに類するものを除く。）	当該施設の建物内の区域
9	公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設	当該施設の建物（鉄道の駅の屋外のプラットフォームを含む。）内の公共的空間
10	旅客の運送の用に供する列車、自動車その他の車両、船舶（県内に航路の起点及び終点があるものに限る。）又は航空機	当該施設の公共的空間
11	物品販売業を営む店舗	当該施設の建物内の公共的空間
12	金融機関の店舗	当該施設の建物内の公共的空間
13	宿泊施設（旅館、ホテルその他これらに類するものをいう。以下同じ。）（ロビーの面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
14	宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートル以下のもの）	当該施設の建物内の公共的空間
15	飲食店（客室（個室を除く。以下同じ。）の面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
16	飲食店（客室の面積が100平方メートル以下のもの）（37に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
17	理容所又は美容所（客室の面積が100平方メートルを超えるもの）	当該施設の建物内の公共的空間
18	理容所又は美容所（客室の面積が100平方メートル以下のもの）（37に該当するものを除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
19	公衆浴場	当該施設の建物内の公共的空間
20	冠婚葬祭業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
21	火葬場又は納骨堂	当該施設の建物内の公共的空間
22	集会場又は公会堂	当該施設の建物内の公共的空間
23	展示場	当該施設の建物内の公共的空間
24	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
25	劇場、映画館又は演芸場	当該施設の建物（客席を除く。）内の公共的空間

26	観覧場	当該施設の建物（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を含む。）内の公共的空間
27	運動施設	当該施設の建物内の公共的空間
28	動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
29	遊技場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
30	社会福祉施設その他これらに類するもの（1及び8に掲げる対象施設を除く。）	当該施設の建物内の公共的空間
31	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	当該施設の建物内の公共的空間
32	郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所	当該施設の建物内の公共的空間
33	駐車場	当該施設の建物内の公共的空間
34	貸会議室業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
35	1から5まで及び8から34までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設	当該施設の建物内の公共的空間
36	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分	当該部分の公共的空間
37	同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分と壁等により区画されていない部分	当該部分の公共的空間

備考1 この表に掲げる対象施設には、次に掲げる対象施設は、含まないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号から第7号までに掲げる営業の用に供する施設並びに同法に規定する店舗型性風俗特殊営業及び店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
- (2) たばこ又は喫煙具の対面による販売を営む店舗であつて、次に掲げるもの
 - ア 客にその店舗内においてたばこを試験的に喫煙させるもの
 - イ バーその他の施設を設けて、客にその店舗内においてたばこを喫煙させる営業を営むもの
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、施設の利用の形態又は施設若しくは設備の構造を考慮し、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがないもの又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める対象施設

2 この表において「公共的空間」とは、対象施設のうち次に掲げる区域以外のものをいうものとする。

- (1) 居室、事務室その他の専ら従業員等の特定の者が利用し、又は出入りする区域
- (2) 会議室、宴会場、個室その他これらに類する対象施設の区域で、特定の利用者が一時的に貸し切って利用することができるもの

- (2) (1)の施設管理者は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等（吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備をいう。以下同じ。）を設置してはならないものとする。
- (3) (1)の施設管理者は、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨を表示しなければならないものとする。
- (4) (1)の施設管理者は、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入することがないように必要な措置を講じなければならないものとする。
- (5) (1)の表の2から8までに掲げる対象施設の施設管理者は、(1)から(4)までにかかわらず、その管理する建物内の区域のうち、その利用の形態を考慮し、(1)から(4)までによる措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める建物内の区域については、知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるものとする。

10 大学等における区域分煙措置

- (1) 9(1)の表2、4、5及び7に掲げる対象施設の施設管理者は、9(1)にかかわらず、当分の間、この条

例の施行の際現に受動喫煙防止区域に設置している喫煙室（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。以下同じ。）を喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができるものとする。

- (2) (1)の施設管理者は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならないものとする。
- (3) (1)により設けられる喫煙区域については、(1)の施設管理者は、9(2)の措置を講ずることを要しないものとする。
- (4) (1)の施設管理者は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、9(3)の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所にア及びイに掲げる事項を、喫煙区域の入口にウに掲げる事項を表示しなければならないものとする。
ア 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨
イ 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙してはならない旨
ウ 喫煙区域である旨

11 物品販売業を営む店舗等における区域分煙措置（第11条関係）

- (1) 9(1)の表9から37までに掲げる対象施設の施設管理者は、9(1)にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域の一部を喫煙区域とすることができるものとする。
- (2) (1)による喫煙区域は、次に掲げる方法により、たばこの煙が喫煙区域以外の受動喫煙防止区域に直接排出されることがないように設けなければならないものとする。
ア 喫煙室を設置する方法
イ アの方法のほか、規則で定めるところにより、対象施設の建物内の同一の階にある室を喫煙することができる室と喫煙することができない室に区分する方法
ウ 対象施設の建物内を喫煙することができる階と喫煙することができない階に区分する方法
エ アからウまでに掲げるもののほか、規則で定める方法
- (3) (1)の施設管理者（9(1)の表14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者を除く。）は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2に相当する面積を超えるものとしてはならないものとする。この場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の2分の1に相当する面積を超えないものとするよう努めなければならないものとする。
- (4) 9(1)の表14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2に相当する面積を超えないものとするよう努めなければならないものとする。
- (5) (1)の施設管理者は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならないものとする。
- (6) (1)により設けられる喫煙区域については、(1)の施設管理者は、9(2)の措置を講ずることを要しないものとする。
- (7) (1)により喫煙区域を設ける場合は、(1)の施設管理者は、9(3)の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に10(4)ア及びイに掲げる事項を、喫煙区域の入口に同ウに掲げる事項を表示しなければならないものとする。

12 時間分煙措置

- (1) 9(1)の表14、16、18及び25に掲げる対象施設の施設管理者は、11により難しい事情がある場合は、当分の間、受動喫煙防止区域（同表14に掲げる対象施設にあっては、ロビー（玄関帳場に隣接するロビーをいう。以下同じ。）の区域に限る。以下12及び13において同じ。）の全部を喫煙区域とすることができるものとする。この場合において、これらの施設管理者は、当該対象施設の業務時間（不特定又は多数の者がその対象施設を利用し、又はその対象施設に出入りすることができる時間をいう。以下同じ。）内において喫煙することができる時間（以下「喫煙時間」という。）を定め、当該喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域を喫煙することができない区域としなければならないものとする。
- (2) 9(1)の表14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、(1)前段により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2に相当する時間を超えないものとするよう努めなければならないものとする。

- (3) 9 (1)の表25に掲げる対象施設の施設管理者は、(1)前段により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2に相当する時間を超えるものとしてはならないものとする。この場合において、その喫煙時間が当該対象施設の業務時間の2分の1に相当する時間を超えないものとするよう努めなければならないものとする。
- (4) (1)の施設管理者は、(1)前段により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間の間、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならないものとする。
- (5) (1)前段により喫煙区域を設ける場合については、(1)の施設管理者は、9 (2)の措置を講ずることを要しないものとする。この場合において、(1)の施設管理者は、喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等を設置しないよう努めなければならないものとする。
- (6) (1)の施設管理者は、(1)前段により喫煙区域を設ける場合において、9 (3)の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならないものとする。
 - ア 喫煙時間又は喫煙してはならない時間
 - イ 喫煙時間以外の時間は、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨

13 喫煙可能表示措置

- (1) 9 (1)の表14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、12 ((3)を除く。)により難しい事情がある場合は、当分の間、喫煙時間を定めることなく、受動喫煙防止区域の全部を喫煙区域とすることができるものとする。
- (2) (1)の施設管理者は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならないものとする。
- (3) (1)により喫煙区域を設ける場合については、(1)の施設管理者は、9 (2)の措置を講ずることを要しないものとする。
- (4) (1)の施設管理者は、(1)により喫煙区域を設ける場合において、9 (3)の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙することができる旨を表示しなければならないものとする。

14 宿泊施設の客室における措置

宿泊施設の施設管理者は、利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙することができない客室とするよう努めなければならないものとする。

15 観覧場の屋外の観客席等における措置

- (1) 次の表に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域を喫煙することができない区域とするよう努めなければならないものとする。

番号	対象施設の区分	区域
1	観覧場	屋外の観客席（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を除く。）
2	動物園、植物園、遊園地、都市公園その他これらに類するもの	当該施設の敷地内の区域
3	9 (1)の表に掲げる対象施設以外の対象施設	当該施設の建物内の公共的空間

備考 この表において「公共的空間」とは、9 (1)の表備考2に規定する公共的空間をいうものとする。

- (2) (1)の表2に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する同表に掲げる区域内のうち、動物園に展示されている動物を観覧する場所、遊園地の遊戯設備その他の未成年者が多く集まる区域について喫煙することができない区域とする等受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならないものとする。

16 喫煙の制限等

- (1) 何人も、受動喫煙防止区域（10(1)、11(1)、12(1)前段又は13(1)により設けられる喫煙区域を除く。）において喫煙してはならないものとする。
- (2) 9 (1)の表に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する受動喫煙防止区域において現に喫煙している者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めなければならないものとする。

17 指導及び助言

知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができるものとする。

18 勧告及び命令

- (1) 知事は、9(1)の表に掲げる対象施設の施設管理者が9(1)、(2)、(4)及び(5)、11(2)及び(3)前段並びに12(1)後段及び(3)前段を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
- (2) 知事は、(1)の場合のほか、9(1)の表に掲げる対象施設の施設管理者が9(3)、10(4)、11(7)、12(6)、13(4)及び16(2)を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができるものとする。
- (3) 知事は、(1)又は(2)の勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができるものとする。
- (4) 知事は、(1)の勧告を受けた施設管理者が、(3)によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるときは、当該施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

19 普及啓発

県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。

20 財政上の措置

県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

21 立入検査等

- (1) 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、9(1)の表に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における9から13まで及び16(2)の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) (1)により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならないものとする。
- (3) (1)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないものとする。

22 補則

この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定めるものとする。

23 罰則

- (1) 18(4)による命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 21(1)による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は21(1)による質問に対して虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処するものとする。
- (3) 21(1)による報告若しくは資料の提出をしない者又は21(1)による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者は、10万円以下の罰金に処するものとする。

24 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して23(1)から(3)までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、23(1)から(3)までの罰金刑を科するものとする。

25 過料

16(1)に違反した者は、2万円以下の過料に処するものとする。

●浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例（条例第19号）

民法の一部改正により、未成年後見人に法人を選任することができるものとされることに伴い、次の関係条例について所要の整備を行うこととした。

- 1 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例
- 2 屋外広告物条例
- 3 住宅改修事業の適正化に関する条例
- 4 金属くず営業条例

◎総合治水条例（条例第20号）

地域における特性及び課題に着目し、流域全体で雨水を一時的に貯留又は地下に浸透させる対策及び浸水が発生した場合における被害の軽減を図る対策をこれまでの治水と効果的に組み合わせた総合治水の必要性が高まっていることから、総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、もって県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的として、総合治水条例を制定することとした。

1 定義

- (1) この条例において「河川下水道対策」とは、降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させることをいうものとする。
- (2) この条例において「流域対策」とは、降雨による浸水の発生を減少させるため、流域（分水界によって囲まれた区域をいう。以下同じ。）内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることをいうものとする。
- (3) この条例において「減災対策」とは、降雨による浸水が発生した場合においても、浸水による被害を軽減させるため、あらかじめ適切に浸水の発生に備えることをいうものとする。

2 基本理念

- (1) 総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減することを旨として、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならないものとする。
- (2) (1)の総合治水を推進するに当たっては、環境の保全と創造に配慮しなければならないものとする。

3 県の責務

- (1) 県は、2の総合治水の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- (2) 県は、(1)の施策の実施に当たっては、国及び市町と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

4 市町の責務

- (1) 市町は、基本理念にのっとり、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、及び実施するようにするものとする。
- (2) 市町は、(1)の施策の実施に当たっては、国及び県と連携し、当該施策を効果的に実施するようにするものとする。

5 県民の責務

- (1) 県民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるようにするものとする。
- (2) 県民は、国、県及び市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとする。

6 地域総合治水推進計画

- (1) 知事は、基本理念にのっとり、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、流域を基本とし、県民生活並びに産業及び地域の特性を考慮して、知事が別に定める地域（以下「計画地域」という。）ごとに総合治水の推進に関する計画（以下「地域総合治水推進計画」という。）を定めなければならないものとする。
- (2) 地域総合治水推進計画は、計画地域における次に掲げる事項について定めるものとする。
 - ア 総合治水の基本的な目標に関する事項
 - イ 総合治水の推進に関する基本的な方針
 - ウ ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他の河川下水道対策に関する事項
 - エ 調整池、雨水を貯留し浸透させる機能を備えるべき施設、貯水施設及びポンプ施設に係る事項その他の流域対策に関する事項
 - オ 耐水機能を備えるべき施設に係る事項その他の減災対策に関する事項
 - カ 環境の保全と創造への配慮に関する事項
 - キ その他総合治水を推進するに当たって必要な事項

7 総合治水推進協議会

- (1) 知事は、地域総合治水推進計画を策定するに当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）において、広く県民から意見を聴くものとする。
- (2) 協議会は、計画地域をその管轄区域に含む市町の長、関係行政機関の職員、計画地域の住民その他の知事が指名する者により構成するものとする。

8 河川の整備及び維持

- (1) 知事は、その管理する河川について、次に掲げるところにより河川の整備及び維持を行うものとする。
- ア ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的に、かつ、効果的に組み合わせて行うこと。
 - イ 大雨が予想される場合において操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川法に規定する河川管理施設の適正な管理を行うこと。
 - ウ 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなるものの撤去等を行うこと。
 - エ 降雨による氾濫により過去に著しい浸水による被害が発生した河川にあっては、同様の降雨があったときにおいても浸水による被害が軽減できるよう、河道の拡幅、堤防の補強等を行うこと。
 - オ 流水を流下させる能力が下流に比べて著しく低い箇所がある河川にあっては、当該能力を向上させるため、河床の掘削等を行うこと。
- (2) 知事は、(1)の河川の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するものとする。
- ア 貴重な動植物の生息環境又は生育環境の保全に努めること。
 - イ 流域の歴史及び文化への配慮に努めること。
 - ウ 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること。

9 下水道の整備及び維持

県は、流域下水道に係る管渠、ポンプ施設等の整備及び維持を行うものとする。

10 開発行為に伴う調整池の設置

土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であって、その可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するようにならなければならないものとする。

11 重要調整池の設置

- (1) 規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であって、10の基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならないものとする。
- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 開発行為を行う土地の所在地
 - ウ 開発行為の目的
 - エ 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
 - オ 10の基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化
 - カ 調整池の設置に関する計画
 - キ アからカまでのもののほか、規則で定める事項
- (2) (1)の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要調整池」という。）を設置しなければならないものとする。

12 開発者への措置命令

- (1) 知事は、11(2)に違反して、調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要調整池の設置を命ずることができるものとする。
- (2) 知事は、開発者が設置する調整池が、11(2)の技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

13 重要調整池の設置の完了の届出等

- (1) 開発者は、調整池の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (2) 知事は、設置された調整池について検査を行い、11(2)の技術的基準に適合すると認めるときは、その旨を告示するものとする。

14 重要調整池の所有者等の義務

- (1) 重要調整池の所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「重要調整池の所有者等」という。）は、その重要調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならないものとする。
- (2) 重要調整池について、(1)の機能が失われたときは、重要調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (3) 重要調整池の所有者等が変更したときは、新たに重要調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

15 重要調整池の所有者等に対する措置命令

知事は、14(1)の重要調整池の所有者等が14(1)に違反して適正な管理を怠ったときは、当該重要調整池の所有者等に対し、重要調整池に堆積した土砂等の撤去その他重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができるものとする。

16 重要調整池の所有者等の義務の免除

- (1) 知事は、浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、14(1)の義務を免除することができるものとする。
- (2) (1)の義務の免除は、その旨を告示してするものとする。

17 重要調整池以外の調整池の管理

重要調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならないものとする。

18 指定調整池の指定

- (1) 知事は、重要調整池以外の調整池であって、計画地域における流域対策において、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を指定調整池として指定することができるものとする。
- (2) 知事は、指定調整池を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るものとする。
- (3) (1)の指定は、その旨を告示してするものとする。

19 指定調整池の所有者等の義務

- (1) 指定調整池の所有者（所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「指定調整池の所有者等」という。）は、18(1)の指定の際、現に当該指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、指定調整池について適正な管理を行わなければならないものとする。
- (2) 指定調整池について、(1)の機能が失われたときは、指定調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (3) 指定調整池の所有者等が変更したときは、新たに指定調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

20 指定の解除

- (1) 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができるものとする。
- (2) (1)の解除は、その旨を告示してするものとする。

21 土地等の雨水貯留浸透機能

- (1) 校庭、公園、駐車場その他の広い土地を利用した施設の所有者又は工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下(2)及び(3)並びに22から24までにおいて「所有者等」という。）は、その四方に雨水を貯留するための壁を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならないものとする。
- (2) 庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならないものとする。
- (3) 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならないものとする。

(4) 水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する施設の所有者は、水田に堰板^{せき}を設置すること、ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高めるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにしなければならないものとする。

22 指定雨水貯留浸透施設の指定

- (1) 知事は、21の施設に係る土地又は建物若しくは工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「土地等」という。）に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める場合には、当該土地等を指定雨水貯留浸透施設として指定することができるものとする。
- (2) 知事は、指定雨水貯留浸透施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。
- (3) (1)の規定による指定は、その旨を告示してするものとする。

23 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の義務

- (1) 指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、その指定雨水貯留浸透施設に対し、雨水貯留浸透機能を備えるとともに、その雨水貯留浸透機能を維持しなければならないものとする。
- (2) (1)により、指定雨水貯留浸透施設に雨水貯留浸透機能を備えようとする者は、その備える雨水貯留浸透機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならないものとする。

24 指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出

- (1) 23(1)の者が23(1)により新たに雨水貯留浸透機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (2) 指定雨水貯留浸透施設の雨水貯留浸透機能が失われたときは、当該指定雨水貯留浸透施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (3) 指定雨水貯留浸透施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

25 指定の解除

- (1) 知事は、指定雨水貯留浸透施設に関する工事の中止その他の雨水貯留浸透機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができるものとする。
- (2) (1)の解除は、その旨を告示してするものとする。

26 貯水施設による雨水貯留容量の確保

利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留容量」という。）を確保するようにしなければならないものとする。

27 指定貯水施設の指定

- (1) 知事は、26の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を指定貯水施設として指定することができるものとする。
- (2) 知事は、指定貯水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。
- (3) (1)の指定は、その旨を告示してするものとする。

28 指定貯水施設の管理者の義務

- (1) 指定貯水施設の管理者は、26の適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならないものとする。
- (2) (1)により、指定貯水施設において適切な措置を行おうとする者は、その行う適切な措置について、あらかじめ、知事と協議しなければならないものとする。

29 指定貯水施設の管理者の届出

- (1) 指定貯水施設の雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するときは、その管理者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (2) 指定貯水施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

30 指定の解除

- (1) 知事は、雨水を貯留する用途の廃止その他の雨水貯留容量を確保することができない正当な理由があるときは、指定貯水施設の指定を解除することができるものとする。
- (2) (1)の解除は、その旨を告示してするものとする。

31 ポンプ施設の管理者の義務

堤内地に溜まった水を河川に排水するためのポンプ施設（河川管理施設であるものを除く。以下33までにおいて単に「ポンプ施設」という。）の管理者は、当該河川が増水し、堤防の決壊等による浸水による被害が発生するおそれが生じている場合においては、当該河川への排水を行わない等のポンプ施設の適切な操作をするようにしなければならないものとする。

32 指定ポンプ施設の指定

- (1) 知事は、31の適切な操作を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を指定ポンプ施設として指定することができるものとする。
- (2) 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。
- (3) 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

33 指定ポンプ施設の排水計画の策定

- (1) 指定ポンプ施設の管理者は、当該指定ポンプ施設が排水する河川が増水している場合における当該ポンプ施設の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切なポンプ施設の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を策定しなければならないものとする。
- (2) 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画の策定に当たっては、あらかじめ、知事と協議し、その同意を得なければならないものとする。
- (3) 知事は、(2)の同意をするに当たっては、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

34 指定ポンプ施設の管理者の義務

- (1) 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画に従って、指定ポンプ施設の操作を行わなければならないものとする。
- (2) 指定ポンプ施設の用途を廃止したときは、その管理者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (3) 指定ポンプ施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

35 指定の解除

知事は、指定ポンプ施設について、その用途が廃止されたときは、その指定を解除するものとする。

36 遊水機能の維持

河川が増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する農地等の土地の所有者は、その土地の遊水機能の維持に努めなければならないものとする。

37 森林の整備及び保全

- (1) 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるようにしなければならないものとする。
- (2) 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずるものとする。

38 浸水が想定される区域の指定

- (1) 知事は、河川（知事が管理する河川のうち、水防法の規定により指定された河川を除く。）について、浸水による被害の軽減を図るため、規則で定めるところにより、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものとする。
- (2) (1)の指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- (3) 知事は、(1)の指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、県民に周知をするとともに、関係市町の長に通知しなければならないものとする。
- (4) (2)及び(3)は、(1)の指定の変更について準用するものとする。
- (5) 知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について(1)から(4)までによる措置と同様の措置を講ずるとともに、(3)の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めるものとする。

39 県民の情報の把握

- (1) 県民は、国、県及び市町が公表した浸水が想定される区域に関する情報を把握するよう努めなければならないものとする。
- (2) 県民は、38(3)の周知に協力するようしなければならないものとする。

40 浸水による被害の発生に係る情報の伝達

- (1) 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための市町による活動を円滑に進められるよう、水防法の規定に基づくもののほか、管理する河川及び下水道についての水位、雨量等の情報を市町及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供するものとする。
- (2) 県は、市町に対し、(1)の水位、雨量等の情報の県民への提供に協力するよう求めるものとする。
- (3) 県民は、国、県及び市町が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努めなければならないものとする。

41 浸水による被害の軽減に関する学習

- (1) 県民は、浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水による被害及びこれに対する適切な対策について学習するよう努めなければならないものとする。
- (2) 県は、浸水による被害及びこれに対する適切な対策に関する知識を県民に対し普及し、その学習を支援するとともに、市町に対し、同様の施策を講ずるよう求めるものとする。

42 浸水による被害の軽減のための体制の整備

県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市町と連携し、40(1)の情報の提供等を適切に行うことができる体制の整備を行うものとする。

43 訓練の実施

- (1) 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための訓練を行うとともに、市町に対し、単独で又は県と連携して、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めるものとする。
- (2) 県民は、(1)の訓練に参加するよう努めなければならないものとする。

44 建物等の耐水機能

建物又は工作物の所有者又は建物若しくは工作物に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下49までにおいて「所有者等」という。）は、敷地の地形、39(1)の情報その他の事情に照らして浸水が見込まれるときは、建物又は工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「建物等」という。）の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能を維持するようしなければならないものとする。

45 指定耐水施設の指定

- (1) 知事は、計画地域における防災の拠点としての用途を有する建物等その他の当該計画地域において浸水が生じた場合においてその用途を維持するために、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定することができるものとする。
- (2) 知事は、指定耐水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。
- (3) (1)の指定は、その旨を告示してするものとする。

46 指定耐水施設の所有者等の義務

- (1) 指定耐水施設の所有者等は、その指定耐水施設に対し、耐水機能を備えるとともに、その耐水機能を維持しなければならないものとする。
- (2) (1)により、指定耐水施設に耐水機能を備えようとする者は、その備える耐水機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならないものとする。

47 指定耐水施設の所有者等の届出

- (1) 46の者が46により新たに耐水機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (2) 指定耐水施設の耐水機能が失われたときは、当該指定耐水施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。
- (3) 指定耐水施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならないものとする。

48 指定の解除

- (1) 知事は、指定耐水施設に関する工事の中止その他の耐水機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定耐水施設の指定を解除することができるものとする。
- (2) (1)の解除は、その旨を告示してするものとする。

49 集落の浸水による被害の防止

- (1) 県は、集落の浸水による被害を防止するため、二線堤又は輪中堤（河川管理施設である堤防とは別に河川区域及び河川保全区域以外の土地に帯状に設ける堤防又は集落を囲んで設ける堤防をいう。）を設置する事業をし、又は集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業をすることができるものとする。
- (2) 市町は、その区域内の集落の浸水の被害を防止するため、県が実施する(1)の事業に協力するとともに、単独で又は県と共同で同項の事業と同様の事業を行うよう努めるものとする。
- (3) 県民は、(1)及び(2)の事業に協力しなければならないものとする。

50 浸水による被害からの早期の生活の再建への備え

県民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度条例に基づき県が実施する共済制度等への加入、損害保険契約（水害に伴う偶発の事故によって生ずることのある損害を填補することを約する契約をいう。）の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるように努めなければならないものとする。

51 県民相互の連携

- (1) 県民は、相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとする。
- (2) 県は、(1)の県民相互又は団体相互の連携に資する施策を行うものとする。

52 土地利用計画策定者との連携

- (1) 都市計画法に規定する都市計画その他法令の規定による土地の利用に関する計画を定める者は、総合治水を推進する県と連携して、当該土地の利用に関する計画を定めるものとする。
- (2) 知事は、(1)の者に対し、(1)の土地の利用に関する計画を定めるに当たっては、当該土地の河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源の涵養の必要性等を考慮するよう求めるものとする。

53 河川管理者との連携

- (1) 知事以外の河川管理者及び準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する河川及び準用河川の整備及び維持を行うものとする。
- (2) 知事は、知事以外の河川管理者に対し、その管理する河川の整備及び維持に当たっては、8(1)のところににより行い、8(2)に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。
- (3) 知事は、準用河川を管理する市町長に対し、その管理する準用河川の整備及び維持に当たっては、8(1)のところににより行い、8(2)に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

54 下水道管理者との連携

- (1) 公共下水道又は都市下水路を管理する市町は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する公共下水道又は都市下水路の整備及び維持を行うものとする。
- (2) 知事は、(1)の市町に対し、公共下水道又は都市下水路の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。
 - ア 雨水を排水するための管渠、ポンプ施設、雨水を貯留するための設備等を効果的に組み合わせること。
 - イ 浸水による被害の発生の状況等を勘案して必要な地域に重点的に行うこと。

55 立入検査

- (1) 知事は、11から15までに必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができるものとする。
- (2) 当該職員は、(1)により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならないものとする。
- (3) (1)による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならないものとする。

56 条例の適用除外

10から37まで及び44から48までと同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定めるものとする。

57 補則

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとする。

58 罰則

- (1) 12(1)若しくは(2)又は15による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処するものとする。
- (2) 次のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処するものとする。
 - ア 11(1)の届出について虚偽の届出をした者
 - イ 55(1)の質問に対して虚偽の陳述をした者
- (3) 11(1)の届出をしなかった者又は55(1)の立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20万円以下の罰金に処するものとする。

59 両罰規定

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して58の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科するものとする。

●兵庫県立都市公園条例の一部を改正する等の条例（条例第21号）

第2次行財政構造改革推進方策を踏まえ、県が設置する都市公園その他の公の施設のうち、その利用の中心が地元の住民による利用であること、地元の市町が当該公の施設の管理を行っていること等地元地域と密着した施設となっているもの等については、それぞれ市町への譲渡を行うこと等により廃止することに伴い、関係条例について所要の整備等を行うこととした。

●兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（条例第22号）

兵庫県立新宮高等学校については、県立高等学校教育改革第一次実施計画に基づき平成20年に新設した兵庫県立龍野北高等学校へ再編したことに伴い、生徒の募集を停止してきたが、平成24年3月には全ての生徒が在学しなくなることから、兵庫県立新宮高等学校を廃止することとした。

●兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例（条例第23号）

公立学校における児童生徒数の増減等を踏まえ、学校教職員の定数を346人増員することとした。

●兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例（条例第24号）

体育・スポーツの振興を通じ、県民の心身の健全な発達を図り、もってその健康で文化的な生活の向上に寄与するための兵庫県立体育施設（以下「体育施設」という。）として、新たに兵庫県立神戸西テニスコートを設置するとともに、あわせて既に設置している兵庫県立文化体育館ほか4つの体育施設の設置及び管理に関する事項を定めることとした。

1 設置

体育・スポーツの振興を通じ、県民の心身の健全な発達を図り、もってその健康で文化的な生活の向上に寄与するため、体育施設を設置するものとする。

2 名称及び位置

体育施設の名称及び位置は、次の表のとおりとするものとする。

名 称	位 置
兵庫県立文化体育館	神戸市長田区蓮池町
兵庫県立神戸西テニスコート	神戸市西区玉津町森友
兵庫県立総合体育館	西宮市鳴尾浜1丁目
兵庫県立海洋体育館	芦屋市浜風町
兵庫県立弓道場	明石市明石公園
兵庫県立武道館	姫路市西延末

3 業務

- (1) 兵庫県立神戸西テニスコート（以下「神戸西テニスコート」という。）は、次の業務を行うものとする。
 - ア テニスの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
 - イ テニスに関する講座を開設すること。
 - ウ その他体育施設の目的を達成するために必要な業務

(2) 神戸西テニスコート以外の体育施設は、従前のおり、体育・スポーツの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること、体育・スポーツに関する講座を開設すること等当該体育施設の目的を達成するために必要な業務を行うものとする。

4 施設の利用の許可及び料金

体育施設の施設を利用しようとする者は、教育委員会（兵庫県立文化体育館にあっては、知事。以下「教育委員会等」という。）の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならないものとする。

5 講座の受講の許可及び料金

3 (1)イ及び(2)の講座を受講しようとする者は、教育委員会等の許可を受け、当該講座の受講に係る料金を納めなければならないものとする。

6 管理

(1) 体育施設の管理を地方自治法に規定する指定管理者に行わせるものとする。

(2) 4及び5の料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させるものとする。

(3) 利用料金の額は、次のア又はイに掲げる料金の区分に応じ、当該ア又はイに定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会等の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。

ア 4の料金 神戸西テニスコートにあっては次の表に定める基準額、神戸西テニスコート以外の体育施設にあっては従前のおりの基準額

区分		基準額	備考
テニスコート	専用に利用する場合	1面1時間につき 650円	1 テニスコートを平日に利用する場合（専用に利用する場合に限る。）は、左欄に掲げる額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。 2 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。 3 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。 4 回数券によってテニスコートを共同で利用する場合の回数券1冊（11枚つづり）の額は、左欄に掲げる額の10倍に相当する額とする。
	共同で利用する場合	1人1回半日につき 300円	
附属設備		別に教育委員会規則で定める額	
利便施設		使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額	

イ 5の料金 16,000円（兵庫県立弓道場にあつては、10,000円）を超えない範囲内で教育委員会等の規則で定める基準額

(4) 指定管理者は、教育委員会等の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができるものとする。

7 施行期日

平成24年 4月 1日

条 例

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第4号

法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例

目次

第1章 趣旨（第1条）

第2章 厚生

第1節 水道法関係（第2条—第4条）

第2節 医療法関係（第5条—第9条）

第3章 環境保全（第10条—第15条）

第4章 労働（第16条—第20条）

第5章 陸運（第21条）

第6章 建設

第1節 下水道法関係（第22条・第23条）

第2節 道路法関係（第24条—第26条）

附則

第1章 趣旨

第1条 この条例は、他の条例に定めがある場合を除くほか、法令の規定により条例に委任された基準等を定めるものとする。

第2章 厚生

第1節 水道法関係

（技術者による監督を行う水道の布設工事）

第2条 水道法（昭和32年法律第177号。以下この節において「法」という。）第31条において準用する法第12条第1項の規定による条例で定める技術者による監督を行う水道の布設工事は、法第3条第10項に定める水道の布設工事とする。

（布設工事監督者の資格）

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項の規定による条例で定める布設工事監督者の資格は、水道法施行令（昭和32年政令第336号。以下この節において「政令」という。）第4条第1項に定める資格とする。

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項の規定による条例で定める水道技術管理者の資格は、政令第6条第1項に定める資格とする。

第2節 医療法関係

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第5条 医療法（昭和23年法律第205号。以下この節において「法」という。）第7条の2第4項の規定による条例で定める既存の病床数及び申請に係る病床数の補正の基準は、医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下この節において「省令」という。）第30条の33で定める基準をもって、その基準とする。

（既存病床数の算定）

第6条 法第7条の2第5項の規定による条例で定める既存の病床数の算定の基準は、省令第2条の2で定める基準をもって、その基準とする。

（専属薬剤師の配置）

第7条 法第18条本文の規定による条例で定める専属の薬剤師の配置の基準は、省令第6条の6で定める基準をもって、その基準とする。

（病院の人員及び施設の基準）

第8条 法第21条第1項の規定による条例で定める病院の人員及び施設の基準は、省令第19条第2項、第3項及び第5項並びに第21条で定める基準をもって、その基準とする。

（療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準）

第9条 法第21条第2項の規定による条例で定める療養病床を有する診療所の人員及び施設の基準は、省令第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4で定める基準をもって、その基準とする。

第3章 環境保全

（指定猟法禁止区域の標識の寸法）

第10条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下この章において「法」という。）

第15条第14項の指定猟法禁止区域の標識の寸法は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下この章において「省令」という。）第16条に定める標識に関し必要な事項を満たす寸法とする。

(鳥獣保護区の標識の寸法)

第11条 法第28条第9項において準用する法第15条第14項の鳥獣保護区の標識の寸法は、省令第33条に定める標識に関し必要な事項を満たす寸法とする。

(特別保護地区の標識の寸法)

第12条 法第29条第4項において準用する法第15条第14項の特別保護地区の標識の寸法は、省令第35条に定める標識に関し必要な事項を満たす寸法とする。

(特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識の寸法)

第13条 省令第37条第1項の特別保護指定区域及び指定期間を表示する標識の寸法は、省令様式第10に定める寸法とする。

(休猟区の標識の寸法)

第14条 法第34条第7項の休猟区の標識の寸法は、省令第41条に定める標識の寸法に関する基準を満たす寸法とする。

(特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識の寸法)

第15条 法第35条第12項において準用する法第34条第7項の特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域の標識の寸法は、省令第44条に定める標識の寸法に関する基準を満たす寸法とする。

第4章 労働

(公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練)

第16条 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号。以下この章において「法」という。)第15条の6第1項ただし書の規定による条例で定める公共職業能力開発施設以外の施設において行うことができる職業訓練は、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下この章において「省令」という。)第3条の2で定める要件に該当する職業訓練とする。

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第17条 法第15条の6第3項の規定による条例で定める公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練は、省令第3条の4で定める要件に該当する職業訓練とする。

(職業訓練の水準の維持向上のための基準)

第18条 法第19条第1項の規定による条例で定める職業訓練の水準の維持向上のための基準は、省令第10条から第15条まで、第20条及び第21条に定める基準をもって、その基準とする。

(無料の職業訓練)

第19条 法第23条第1項第3号の規定による条例で定める無料の職業訓練は、省令第29条の5で定める基準に該当する職業訓練とする。

(職業訓練指導員)

第20条 法第28条第1項に規定する県が設置する公共職業能力開発施設の行う普通職業訓練における職業訓練指導員は、省令第36条の15で定める基準に該当する者とする。

2 法第30条の2第1項に規定する県が設置する公共職業能力開発施設の行う高度職業訓練における職業訓練指導員は、省令第48条の2の2で定める基準に該当する者とする。

第5章 陸運

第21条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第36条第2項の規定による条例で定める信号機等の基準は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則(平成18年国家公安委員会規則第28号)で定める基準をもって、その基準とする。

第6章 建設

第1節 下水道法関係

(流域下水道の構造の基準)

第22条 下水道法(昭和33年法律第79号。以下この節において「法」という。)第25条の10第1項において準用する法第7条第2項の規定による条例で定める流域下水道の構造の基準は、下水道法施行令(昭和34年政令第147号。以下この節において「政令」という。)第5条の8から第5条の11までに定める基準をもって、その基準とする。

(終末処理場の維持管理)

第23条 法第25条の10第1項において準用する法第21条第2項の規定による条例で定める終末処理場の維持管理は、政令第13条各号に定めるところにより行うものとする。

第2節 道路法関係

(有料の自動車駐車場又は自転車駐車場の利用に関する標識)

第24条 道路法（昭和27年法律第180号。以下この節において「法」という。）第24条の3の規定による標識は、道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第3条の2に定めるところにより設けるものとする。

（県道の構造の基準）

第25条 法第30条第3項の規定による条例で定める県道の構造の技術的基準は、道路構造令（昭和45年政令第320号。以下この節において「政令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

2 前項の基準の適用にあつては、政令第3条第2項本文の規定により第3種第3級に該当する平地部の県道は、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第3種第5級に区分することができる。

（立体交差とすることを要しない場合）

第26条 法第48条の3ただし書の規定による条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、道路法施行令（昭和27年政令第479号）第35条第1号及び第3号に掲げる場合とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 医療法第7条の2第4項の規定により既存の病床数及び申請に係る病床数の補正を行う場合並びに同条第5項の規定により既存の病床数を算定する場合における第5条及び第6条の規定の適用については、当分の間、第5条中「第30条の33」とあるのは「第30条の33及び第48条」と、第6条中「第2条の2」とあるのは「第2条の2及び第48条」とする。

3 第8条及び第9条の規定の適用については、当分の間、第8条中「第21条で」とあるのは「第21条並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）附則第20条及び第22条で」と、第9条中「第21条の2第2項から第4項まで及び第21条の4」とあるのは「第21条の2第4項及び第21条の4並びに医療法施行規則等の一部を改正する省令附則第23条」とする。



義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第5号

義務付け及び枠付けの見直し並びに権限移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和35年兵庫県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（普通県営住宅の整備基準）

第2条の2 法第5条第1項及び第2項の規定による条例で定める整備基準は、次項から第4項までに掲げるもののほか、公営住宅等整備基準（平成10年建設省令第8号）で定める基準をもって、その基準とする。

2 普通県営住宅及び法第2条第9号に規定する共同施設の建設に当たっては、再生が可能な資源の活用、エネルギーの消費の抑制、敷地の緑化等に努めることにより、環境の保全に配慮するものとする。

3 普通県営住宅の建設に当たっては、型式及び仕様がそれぞれ異なる住戸を組み合わせ、様々な構成の世帯及び年齢の者が入居できるようにすることにより、高齢者等が安心して生活できるよう配慮するものとする。

4 普通県営住宅の敷地内に児童遊園又は集会所を設ける場合は、入居者に加えて、その周辺の地域の住民が利用できる施設とするものとする。

第7条第2号中「その他の」を「その他」に改め、同号イ中「政令第6条第1項第2号に掲げる」を「その障害の程度が規則で定める程度である」に改め、同号ウ中「政令第6条第1項第3号に掲げる」を「その障害の程度が規則で定める程度である」に改め、同号クを次のように改める。

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

- (7) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
- (4) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

第7条第3号中「ア、イ又はウ」を「アからエまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 入居者が(ア)又は(イ)に該当する場合 259,000円

(7) 同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合

(4) 入居者及びその配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(イ)において同じ。)又は婚姻の予約者の年齢の合計が80歳未満であって、入居者及びその配偶者については、婚姻の届出の日(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合にあっては、これに相当する日として知事が別に定める日)から2年以内である場合

第7条第3号ウ中「ア及びイ」を「アからウまで」に、「政令第6条第5項第3号に規定する金額」を「158,000円」に改め、同号ウを同号エとし、同号イ中「政令第6条第5項第2号に規定する金額」を「214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は158,000円)」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 入居者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(7) 入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるものがある場合

(4) 入居者又は同居者に前号ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者がある場合

(ウ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合

第7条に次の2項を加える。

2 県は、入居の申込みをした者が前項第2号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接させ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。

3 県は、入居の申込みをした者が第1項第2号ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、市町に意見を求めることができる。

第8条第2項中「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 前条第1項第3号アに掲げる場合 158,000円

(2) 前条第1項第3号イに掲げる場合 139,000円

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 114,000円

第9条第1項中「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に改める。

第10条第1項中「第7条第1号」を「第7条第1項第1号」に改め、同条第2項中「第7条第3号イ」を「第7条第1項第3号ウ」に、「同条各号(同条第2号ただし書)」を「同項各号(同項第2号ただし書)」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改め、同条第3項中「第7条第4号」を「第7条第1項第4号」に、「同条第1号」を「同項第1号」に改める。

第43条第1項中「改良法政令」を「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)」に改める。

第52条の2第1項中「第7条第5号」を「第7条第1項第5号」に改める。

附則第5項中「同条第2号」を「同条第1項第2号」に改める。

附則第6項中「第7条第2号から第4号まで」を「第7条第1項第2号から第5号まで」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附則第7項中「第7条第2号キ」を「第7条第1項第2号キ」に、「同条第3号及び第4号」を「同項第3号から第5号まで」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

(兵庫県立自然公園条例の一部改正)

第2条 兵庫県立自然公園条例(昭和38年兵庫県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「協議し、その同意を得て」を「協議をして」に改め、同条第3項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の右に「協議書又は」を加え、同条第4項中「前項の」の右に「協議書又は」を加え、同条第5項中「同意を得た」を「協議をした」に、「協議し、その同意を得なければ」を「協議しなれば」に改め、同条第6項中「同意を得よう」を「協議をしよう」に改め、「記載した」の右に「協議書又は」を加え、同条第7項中「前項の」の右に「協議書又は」を加える。

第7条の3第1項中「協議し、その同意を得た」を「協議した」に改める。

第7条の5第1項及び第2項中「同意又は」を削る。

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第3条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

「第1章 総則(第1条)

目次中「第1章 総則(第1条)」を 第1章の2 都市公園の設置(第1条の2—第1条の4)」に改める。

第1条中「昭和31年政令第290号」の右に「。以下「政令」という。」を加える。

第1章の次に次の1章を加える。

第1章の2 都市公園の設置

(都市公園の設置の基準)

第1条の2 法第3条第1項の規定による条例で定める基準は、次条に定めるもののほか、政令第2条に定める基準をもって、その基準とする。

第1条の3 県の区域内に設置する都市公園の住民1人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、市街地に設置する都市公園の当該市街地の住民1人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

(公園施設の設置の基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の規定による条例で定める割合は、100分の2とし、同項ただし書の規定による条例で定める範囲は、政令第6条第2項から第5項までに定める範囲をもって、その範囲とする。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

3 病院事業は、平成25年度以前の事業年度に限り、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第8条第4項(同令第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(兵庫県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県公営企業の設置等に関する条例(昭和41年兵庫県条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(資本剰余金の処分)

3 兵庫県工業用水道事業及び兵庫県水道用水供給事業は、平成25年度以前の事業年度に限り、地方公営企業法施行規則等の一部を改正する省令(平成24年総務省令第6号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同令第1条の規定による改正前の地方公営企業法施行規則(昭和27年総理府令第73号)第8条第4項(同令第9条第3項において準用する場合を含む。)の規定により減価償却を行う固定資産のうち減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、資本剰余金を取り崩して当該損失をうめることができる。

(兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 兵庫県立図書館の設置及び管理に関する条例(昭和49年兵庫県条例第31号)の一部を次のように改正する。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立人と自然の博物館の設置及び管理に関する条例(平成4年兵庫県条例第25号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 学校教育及び社会教育の関係者
- (2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (3) 学識経験のある者

(知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第8条 知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成11年兵庫県条例第53号）の一部を次のように改正する。

本則の表5の部中「各市町（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）」を「各町」に改め、同表20の部及び21の部を次のように改める。

20及び21 削除

本則の表28の部(2)の項を削り、同部(3)の項を同部(2)の項とし、同部(4)の項を同部(3)の項とし、同表31の部中「洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、たつの市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、川西市、小野市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、宍粟市、加東市、」を削り、同表36の部及び37の部を次のように改める。

36及び37 削除

本則の表42の部(1)の項中「1の市町」を「1の町」に改め、同部中「各市町」を「各町」に改め、同表43の部を次のように改める。

43 老人福祉法等に基づく事務

事務	市町
老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下この部において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法又は老人福祉法施行規則（昭和38年厚生省令第28号）の規定により知事に提出される書類の受理に関する事務であって別に規則で定めるもの (2) 法の施行のための規則の規定による事務であって別に規則で定めるもの	各市（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）

本則の表52の部中(1)の項を削り、同部(2)の項中「法」を「都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この部において「法」という。）」に改め、同項ム中「政令」を「都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この部において「政令」という。）」に改め、同項を同部(1)の項とし、同部(3)の項を同部(2)の項とし、同部(4)の項中「各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市及び宝塚市を除く。）」を「各町」に改め、同項を同部(3)の項とし、同表54の部を次のように改める。

54 削除

本則の表61の部を次のように改める。

61 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく事務

事務	市町
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業（施行地区が2以上の市町の区域に存するものを除く。）に係るものに限る。） (1) 法第64条第1項の規定による許可に関する事務 (2) 法第65条第2項の規定による許可証の交付に関する事務 (3) 法第67条第1項の規定による許可に関する事務 (4) 法第67条第2項において準用する土地区画整理法第76条第2項の規定による意見の聴取に関する事務 (5) 法第103条の規定による条件の付与に関する事務（(3)に掲げる事務に係るものに限る。(6)及び(7)において同じ。）	神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び三田市

(6) 法第104条第1項の規定による命令に関する事務	
(7) 法第104条第2項の規定による措置の実施及び公告に関する事務	

本則の表66の部を次のように改める。

66 削除

本則の表67の4の部中「各市町（神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、加古川市及び宝塚市を除く。）」を「各町」に改め、同表73の部及び74の部を次のように改める。

73及び74 削除

本則の表中82の2の部及び82の3の部を削り、82の4の部を82の2の部とし、同表86の部中「各市町（神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市を除く。）」を「各町」に改める。

（食品衛生法基準条例の一部改正）

第9条 食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中「を含む」の右に「。以下この条において同じ」を、「第51条」の右に「並びに食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）第8条第1項」を、「基づき、」の右に「法第29条第1項の規定に基づき県が設置する食品衛生検査施設の設備及び職員の配置に関する基準、法第50条第2項に規定する営業の施設の内外の」を加え、「及び施設」を「並びに政令第35条に規定する営業の施設（以下「営業施設」という。）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（食品衛生検査施設の基準）

第1条の2 政令第8条第1項の規定による食品衛生検査施設の基準は、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）第36条で定める基準をもって、その基準とする。

別表第2第1の部1(1)中「（食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条に規定する営業の施設をいう。以下同じ。）」を削り、同表第2の部1(5)ア(7)中「充てん機」を「充填機」に改め、同部1(8)ケ及びサ、(9)エ、(10)ク及びコ並びに2(2)カ中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同部3(3)ウ中「、キ、ク、ケ、コ及びサ」を「及びキからサまで」に改め、同部3(4)ウ中「、イ、ウ、エ、カ、キ、ク、ケ及びコ」を「からエまで及びカからコまで」に改め、同部4(2)中「煮沸釜」を「煮沸釜」に改め、同部6(2)及び7(2)中「自動充てん機」を「自動充填機」に改め、同部7(3)中「たい肥舎」を「堆肥舎」に改め、同部12(6)キ、(7)エ並びに14(7)エ及びカ中「ふた付き」を「蓋付き」に改め、同部19(2)及び20(2)中「充てん装置」を「充填装置」に改め、同部21(2)中「上ぶた、中ぶた」を「上蓋、中蓋」に改め、同部23(2)中「焙煎」を「焙煎」に、「脱ろう等」を「脱漏等」に、「充てん装置」を「充填装置」に改め、同部25(2)、26(2)、27(2)及び28(2)中「充てん装置」を「充填装置」に改め、同部29(3)中「充てんした」を「充填した」に改め、同部31中「めん類製造業」を「麺類製造業」に改め、同部31(2)中「生めん類」を「生麺類」に改め、同部31(3)中「乾めん類又は即席めん類」を「乾麺類又は即席麺類」に改め、同部32(2)中「蒸煮釜」を「蒸煮釜」に改め、同部33(2)中「充てん装置」を「充填装置」に改める。

（本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例の一部改正）

第10条 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例（平成16年兵庫県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

3 農業委員会	農地法（昭和27年法律第229号）による同法第3条第1項の許可に関する事務であって規則で定めるもの
---------	---

別表第2 5中「（昭和27年法律第229号）」及び「第3条第1項、」を削る。

（認定こども園の認定基準等に関する条例の一部改正）

第11条 認定こども園の認定基準等に関する条例（平成18年兵庫県条例第63号）の一部を次のように改正する。

題名中「認定基準等」を「認定要件等」に改める。

第1条中「第3条第1項第4号及び第2項第3号」を「第3条第1項及び第3項」に、「基準」を「要件」に改める。

第2条の見出し中「類型」の右に「及び要件」を加え、同条中「又は第2項」を「又は第3項」に、「次に掲げる施設の類型に応じて」を「次の各号に掲げる施設の類型に応じ、それぞれ当該各号に定める要件に適合するものに対して」に改め、同条第1号中「第3条第2項」を「第3条第3項」に、「同項各号に掲げる要

件」を「同条第4項各号及びこの条例第4条各号に掲げる基準」に改め、「もの」の右に「であること。」を加え、同条第2号中「該当する施設」の右に「であること。」を加え、同号ア中「第3条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる要件」を「第3条第2項第1号及び第3号並びにこの条例第5条各号に掲げる基準」に改め、同号イ中「第3条第2項に」を「第3条第3項に」に、「第3条第2項各号に掲げる要件」を「第3条第4項各号及びこの条例第5条各号に掲げる基準」に改め、同条第3号中「第3条第1項第2号から第4号までに掲げる要件に適合する保育所」を「第3条第2項第2号及び第3号並びにこの条例第6条各号に掲げる基準に適合する保育所であること。」に改め、同条第4号中「第3条第1項第2号から第4号までに掲げる要件に適合する特定認可外保育施設」を「第3条第2項第2号及び第3号並びにこの条例第8条各号に掲げる基準に適合する特定認可外保育施設であること。」に改める。

第4条の見出し中「認定基準」を「設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「認定の」を「設備及び運営に関する」に改め、同条第4号中「法第3条第1項第4号及び第2項第3号の規定に基づき、文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」を「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき文部科学大臣と厚生労働大臣とが協議して定める施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同条第7号中シをスとし、ウからサまでをエからシまでとし、同号イ中「すべて」を「全て」に改め、同号イを同号ウとし、同号アの次に次のように加える。

イ 認定こども園の設置者は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。

第5条の見出し中「認定基準」を「設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「認定の」を「設備及び運営に関する」に改める。

第6条の見出し中「認定基準」を「設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「認定の」を「設備及び運営に関する」に改める。

第8条の見出し中「認定基準」を「設備及び運営に関する基準」に改め、同条中「認定の」を「設備及び運営に関する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県営住宅に入居している者に対する第1条の規定による改正後の兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例（以下「改正後の県営住宅条例」という。）第38条第1項の規定の適用については、改正後の県営住宅条例第7条第1項第3号及び第8条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に第2条の規定による改正前の兵庫県立自然公園条例（以下「改正前の兵庫県立自然公園条例」という。）第7条第2項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、第2条の規定による改正後の兵庫県立自然公園条例（以下「改正後の兵庫県立自然公園条例」という。）第7条第3項の規定による協議書及び同条第4項の規定による添付書類とみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の兵庫県立自然公園条例第7条第5項の同意を得ようとしている者の申請書及びその添付書類は、改正後の兵庫県立自然公園条例第7条第6項の規定による協議書及び同条第7項において準用する同条第4項の規定による添付書類とみなす。

~~~~~

県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

### 兵庫県条例第6号

#### 県民ボランティア活動の促進等に関する条例の一部を改正する条例

県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）の一部を次のように改正する。  
目次中「第34条」を「第46条」に、「第35条」を「第47条」に改める。

第1条に次の2項を加える。

3 この条例において「認定特定非営利活動法人」とは、法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人をいう。

4 この条例において「仮認定特定非営利活動法人」とは、法第2条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人をいう。

第16条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第3項中「前項第3号」を「前項第2号」に改める。

第34条を削る。

第33条中「第41条第3項」の右に「(法第64条第7項において準用する場合を含む。)」を加え、同条を第34条とする。

第32条を削る。

第31条の見出し中「財産目録等」を「貸借対照表等」に改め、同条中「財産目録及び貸借対照表は、合併する各特定非営利活動法人」を「貸借対照表及び財産目録は、合併後存続する特定非営利活動法人及び合併によって消滅する特定非営利活動法人（合併によって新たに特定非営利活動法人を設立する場合にあっては、合併によって消滅する特定非営利活動法人）」に改め、「主たる」を削り、同条を第33条とする。

第30条第2項中「第5項まで」の右に「及び第18条」を加え、同条を第32条とする。

第29条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条を第31条とする。

第28条中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条を第30条とする。

第27条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条を第29条とする。

第26条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条を第28条とする。

第25条の見出し中「解散」を「事業の成功の不能による解散」に改め、同条中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条を第27条とする。

第24条の見出し中「閲覧」の右に「又は謄写」を加え、同条第1項を削り、同条第2項中「前項の閲覧」を「法第30条に規定する閲覧又は謄写」に改め、同項を同条とし、同条を第26条とする。

第23条を削る。

第22条中「第29条第1項」を「第29条」に、「書類」を「事業報告書等」に改め、同条を第25条とし、同条の前に次の1条を加える。

(定款の変更登記の完了に係る証明書の提出)

第24条 法第25条第7項の規定により登記事項証明書の提出をしようとする者は、規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。

2 法第25条第7項の規定により提出する登記事項証明書には、写しを添えなければならない。

3 法第25条第7項の定款の変更が知事の認証を受けたものである場合は、同項の提出書には、その認証に関する書類の写しを添えなければならない。

第21条の見出し中「軽微な事項に係る」を削り、同条中「軽微な事項に係る」を削り、「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 法第25条第6項の規定により添付する変更後の定款には、副本を添えなければならない。

第21条を第23条とする。

第20条第2項中「収支予算書」を「活動予算書」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第18条の規定は、法第25条第3項の定款の変更の認証について準用する。この場合において、第18条第4項中「法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げるもの」とあるのは、「変更後の定款、当該定款の変更の日の属する事業年度若しくは翌事業年度の事業計画書若しくは活動予算書又は法第26条第2項の規定により添付する法第10条第1項第2号イの書類」と読み替えるものとする。

第20条を第22条とする。

第19条第1項中「次に掲げる事項を記載した」を「規則で定める」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法第23条第1項の規定により添付する変更後の役員名簿には、副本を添えなければならない。

第19条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

(みなし社員総会の議事録)

第20条 法第14条の9の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の社員総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

- (1) 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 社員総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第18条の2を削る。

第18条の見出し中「設立登記」を「設立登記等の完了」に改め、同条中「の届出書の様式」を「(法第39条第2項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定により設立の登記の完了の届出をしようとする者」に改め、「定める」の右に「届出書を知事に提出しなければならない」を加え、同条に次の2項を加える。

2 法第13条第2項の規定により添付する登記事項証明書にはその写しを、財産目録には副本を、それぞれ添えなければならない。

3 第1項の届出書には、認証に関する書類の写しを添えなければならない。

第18条を第19条とし、第17条の次に次の1条を加える。

(縦覧期間中の補正)

第18条 法第10条第3項による条例で定める軽微な不備は、提出された申請書又は書類の内容の同一性に影響を与えない範囲の不備であり、かつ、客観的に明白な不備とする。

2 法第10条第3項の規定により補正を行おうとする者は、規則で定める補正書を知事に提出しなければならない。

3 前項の補正書には、補正後の申請書又は書類(当該補正に係るものに限る。)を添付しなければならない。

4 前項の規定により補正書に添付する書類が、法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号又は第8号に掲げるものである場合には、それぞれ副本を添えなければならない。

第35条を第47条とし、第4章中第34条の次に次の12条を加える。

(認定の申請)

第35条 法第44条第2項の申請書の様式は、規則で定める。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

(公示事項)

第36条 法第49条第2項第5号(法第51条第5項、第62条及び第63条第5項において準用する場合を含む。)の規定による条例で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法第44条第1項の認定、法第51条第2項の有効期間の更新、法第58条第1項の仮認定又は法第63条の認定の別

(2) 定款に記載された目的

(認定の有効期間の更新申請)

第37条 法第51条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、規則で定める。

2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

(認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第38条 第21条第1項及び第3項、第23条第1項、第24条第1項並びに第25条第1項の規定は、法第52条第1項の規定により認定特定非営利活動法人について法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが、これらの規定により知事に届出又は提出を行う場合に準用する。

2 法第52条第2項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により同項に掲げる書類を提出しようとする者は、規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。

(代表者の氏名の変更の届出)

第39条 法第53条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定により代表者の氏名の変更の届出をしようとする者は、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(役員報酬規程等の提出)

第40条 法第55条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による書類(法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合にはその旨を記載した書類)の提出は、毎事業年度初めの3月以内に行わなければならない。

2 前項の書類を提出しようとする者は、同項の書類の副本を添えて、規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。ただし、非所轄法人(第38条第1項及び第44条に規定する知事が所轄する法人以外の法人

をいう。以下同じ。)にあつては、副本の添付は要しない。

(助成金支給書類等の提出)

第41条 法第55条第2項(法第62条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による書類の提出は、法第54条第3項の書類は助成金の支給を行った後遅滞なく、同条第4項の書類は海外への送金又は金銭の持出しの前に(災害に対する援助その他緊急を要する場合で事前の提出が困難なときは、事後遅滞なく)行わなければならない。

2 法第55条第2項の規定により法第54条第3項の書類を提出しようとする者は、同項の書類の副本を添えて、規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。ただし、非所轄法人にあつては、副本の添付は要しない。

3 法第55条第2項の規定により法第54条第4項の書類を提出しようとする者は、同項の書類の副本を添えて、規則で定める提出書を知事に提出しなければならない。ただし、非所轄法人にあつては、副本の添付は要しない。

(役員報酬規程等の閲覧又は謄写)

第42条 第26条の規定は、法第56条(法第62条において準用する場合を含む。)の規定による閲覧又は謄写について準用する。

(仮認定の申請)

第43条 法第58条第2項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、規則で定める。

2 前項の申請書に添付する書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

(仮認定特定非営利活動法人の定款の変更等)

第44条 第21条第1項及び第3項、第23条第1項、第24条第1項並びに第25条第1項の規定は、法第62条において準用する法第52条第1項の規定により仮認定特定非営利活動法人について法第23条、法第25条第6項及び第7項並びに法第29条の規定を読み替えて適用する場合において、県の区域内及び他の都道府県の区域内に事務所を設置する仮認定特定非営利活動法人のうち知事が所轄するもの以外のものが、これらの規定により知事に届出又は提出を行う場合に準用する。

(認定特定非営利活動法人等の合併についての認定の申請)

第45条 法第63条第5項において準用する法第44条第2項の申請書の様式は、規則で定める。

2 前項の申請書に添付する書類のうち、法第63条第5項において準用する法第44条第2項第2号及び第3号に掲げる書類には、それぞれ副本を添えなければならない。

(認定又は仮認定の取消しの申請)

第46条 法第67条第1項第4号の認定(法第67条第3項において準用する法第58条第1項の仮認定を含む。)の取消しの申請をしようとする者は、申請理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項及び第3項の改正規定は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)の施行の日から施行する。

(役員名簿の副本の添付)

2 特定非営利活動促進法の一部を改正する法律(平成23年法律第70号)附則第4条の規定により提出する役員名簿には、副本を添えなければならない。



財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第7号

財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

財政状況の公表に関する条例(昭和39年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

題名中「公表」を「公表等」に改める。

第1条中「第243条の3第1項」の右に「及び第2項」を加え、「より、」を「基づく」に、「公表」を「公表

等」に改める。

第2条第1項中「財政状況」を「地方自治法第243条の3第1項の規定に基づく財政状況」に、「行なう」を「行う」に改める。

本則に次の1条を加える。

(県が出資している法人)

第5条 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項第3号に規定する県が出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社のうち条例で定めるものは、別表のとおりとする。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第5条関係)

- 1 公益財団法人兵庫県生きがい創造協会
- 2 公益財団法人兵庫県人権啓発協会
- 3 財団法人計算科学振興財団
- 4 公益財団法人兵庫県まちづくり技術センター
- 5 但馬空港ターミナル株式会社
- 6 ひょうご埠頭株式会社
- 7 新西宮ヨットハーバー株式会社

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第8号

使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(使用料及び手数料徴収条例の一部改正)

第1条 使用料及び手数料徴収条例(平成12年兵庫県条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第2家畜保健衛生所手数料の款細菌検査料の項中「につき 3,700円」を「につき農業災害補償法施行規則(昭和22年農林省令第95号)第33条第1項又は第34条の3第1項の規定の例(以下「家畜共済診療点数表の例」という。)により算定した額」に改め、同款抗原・抗体検査料の項中「につき 2,400円」を「につき家畜共済診療点数表の例により算定した額」に改め、同款寄生虫検査料の項中「につき 1,300円」を「につき家畜共済診療点数表の例により算定した額」に改め、同表備考3中「病性鑑定家畜焼却手数料」を「細菌検査料、抗原・抗体検査料、寄生虫検査料及び病性鑑定家畜焼却手数料」に改める。

別表第3の26の部(4)の款中「、金属研磨仕上げ」、「、製材のこ目立て」、「、竹工芸」、「、ガラス製品製造」、「、れんが積み」、「、コンクリート積みブロック施工」及び「、建築図面製作」を削る。

別表第4の16の部を次のように改める。

16 削除

別表第4の21の部(1)の款中「9,000円」を「11,000円」に、「17,000円」を「19,000円」に、「26,000円」を「31,000円」に、「35,000円」を「43,000円」に、「57,000円」を「68,000円」に、「75,000円」を「93,000円」に、「180,000円」を「221,000円」に、「280,000円」を「338,000円」に、「510,000円」を「609,000円」に改め、同部(2)の款中「11,000円」を「16,000円」に、「6,000円」を「10,000円」に、「7,000円」を「9,000円」に、「4,000円」を「5,000円」に改め、同部(3)の款中「10,000円」を「12,000円」に、「6,000円」を「7,000円」に改め、同部(4)の款中「13,000円」を「14,000円」に、「17,000円」を「18,000円」に、「20,000円」を「22,000円」に、「27,000円」を「30,000円」に、「44,000円」を「47,000円」に、「59,000円」を「64,000円」に、「140,000円」を「157,000円」に、「220,000円」を「242,000円」に、「430,000円」を「457,000円」に改め、同部(5)の款中「16,000円」を「19,000円」に改め、同部(7)の款中「12,000円」を「13,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に、「19,000円」を「21,000円」に、「26,000円」を「29,000円」に、「42,000円」を「45,000円」に、「56,000円」を「61,000円」に、「130,000円」を「147,000円」に、「210,000円」を「232,000円」に、「410,000円」を「437,000円」に改め、同部備考1(2)及び(4)中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同部備考5中「確認の申請」の右に「又は建築物に関する計画の通知」を加え、「建築物に関



する確認申請手数料」を「建築物に関する確認申請又は計画通知手数料」に、「建築設備に関する確認申請手数料」を「建築設備に関する確認申請又は計画通知手数料」に改め、同部備考6中「完了検査の申請」の右に「又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物以外の建築物に関する完了の通知」を加え、「中間検査をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請手数料」を「中間検査等をした建築物以外の建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に、「建築設備に関する完了検査申請手数料」を「建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に改め、同部備考7中「完了検査の申請」の右に「又は特定工程終了の通知に対する審査をした建築物に関する完了の通知」を加え、「中間検査をした建築物に関する完了検査申請手数料」を「中間検査等をした建築物に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に、「建築設備に関する完了検査申請手数料」を「建築設備に関する完了検査申請又は完了通知手数料」に、「電動ダムウエーター」を「小荷物専用昇降機」に、「12,000円」を「18,000円」に改め、同部備考8中「中間検査の申請」の右に「又は建築物に関する特定工程終了の通知」を加え、「建築物に関する中間検査申請手数料」を「建築物に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に、「建築設備に関する中間検査申請手数料」を「建築設備に関する中間検査申請又は特定工程終了通知手数料」に改め、同表37の部(6)の款中「又は第39条の7第9項」を削り、同部(7)の款中「又は第39条の7第11項」を削り、同表56の部を次のように改める。

56 保険業法に関する手数料

| 名称           | 事務の区分                                                        | 金額       |
|--------------|--------------------------------------------------------------|----------|
| 特定保険業認可申請手数料 | 保険業法等の一部を改正する法律(平成17年法律第38号)附則第2条第1項の規定に基づく特定保険業の認可の申請に対する審査 | 150,000円 |

別表第4の58の部(6)の款中「1,000円」を「700円」に改め、同部(16)の款から(18)の款までを次のように改める。

|                             |                                                                                                                                            |         |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| (16) 指定介護予防サービス事業者指定申請手数料   | 法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の申請に対する審査                                                                                                | 14,000円 |
| (17) 指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料 | 法第115条の11において準用する法第70条の2第4項において準用する法第70条第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査                                                             | 7,000円  |
| (18) 指定介護療養型医療施設指定更新申請手数料   | 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなお効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の法第107条の2第4項において準用する法第107条第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 | 15,000円 |

別表第4の58の部(19)の款から(21)の款までを削る。

別表第5の11の部介護サービス情報調査手数料の款及び介護サービス情報公表手数料の款を削る。

(兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第13号)の一部を次のように改正する。

別表西播磨文化会館の部団体で利用する場合の款及び淡路文化会館の部団体で利用する場合の款中

「

|        |          |       |       |       |       |       |
|--------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 体育室    | 2,200    | 2,600 | 2,600 | 4,800 | 5,200 | 7,400 |
| テニスコート | 1面1時間につき |       |       |       |       | 350円  |

」

を

「

|     |       |       |       |       |       |       |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 体育室 | 2,200 | 2,600 | 2,600 | 4,800 | 5,200 | 7,400 |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

」

に改める。

(兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 兵庫県立美術館の設置及び管理に関する条例(昭和45年兵庫県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本館」の右に「(以下「本館」という。)」を加え、同条第2項中「分館」の右に「(以下「分館」という。)」を加える。

第5条の見出しを「(美術品の観覧)」に改め、同条第1項及び第2項中「美術館」を「本館」に改め、同条に次の1項を加える。

4 分館に展示している美術品を観覧しようとする者は、当該美術品の観覧に係る料金を納めなければならない。

第6条の見出しを「(美術品の特別の観覧)」に改め、同条中「美術館」を「本館」に改め、同条に次の1項を加える。

2 分館に展示し、又は保管している美術品について学術研究等のために模写、模造、撮影等をしようとする者は、教育委員会の許可を受け、当該美術品の特別の観覧に係る料金を納めなければならない。

第8条の2の見出し中「受講料」を「受講」に改め、同条中「美術」を「本館において美術」に改め、同条に次の1項を加える。

2 分館において美術その他の芸術に関する講座を受講しようとする者は、教育委員会の許可を受け、当該講座の受講に係る料金を納めなければならない。

第9条第1項及び第2項中「美術館の」を削る。

第11条中「第5条」を「第5条第1項から第3項まで」に、「第6条」を「第6条第1項」に、「第8条の2」を「第8条の2第1項」に改める。

第13条第1項中「美術館の」を削り、同条第2項中「第9条第2項」を「第5条第4項、第6条第2項、第8条の2第2項及び第9条第2項」に改め、同条第3項中「別表第4」を「別表第4から別表第6まで」に改める。

別表第4中

「

|   |                    |       |        |        |       |
|---|--------------------|-------|--------|--------|-------|
| C | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 5,900 | 14,800 | 20,700 | 8,900 |
|   | 平日に利用する場合          | 5,200 | 13,000 | 18,200 | 7,800 |
| D | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 3,700 | 9,400  | 13,100 | 5,600 |
|   | 平日に利用する場合          | 3,300 | 8,300  | 11,600 | 5,000 |
| E | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 3,100 | 7,700  | 10,800 | 4,700 |
|   | 平日に利用する場合          | 2,700 | 6,800  | 9,500  | 4,100 |
| F | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 2,900 | 7,300  | 10,200 | 4,400 |
|   | 平日に利用する場合          | 2,600 | 6,400  | 9,000  | 3,900 |
| G | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 2,800 | 7,100  | 9,900  | 4,200 |
|   | 平日に利用する場合          | 2,500 | 6,200  | 8,700  | 3,800 |

」

を

「

|   |                    |       |       |        |       |
|---|--------------------|-------|-------|--------|-------|
| C | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 3,100 | 7,700 | 10,800 | 4,700 |
|   | 平日に利用する場合          | 2,700 | 6,800 | 9,500  | 4,100 |

」

|   |                    |       |       |        |       |
|---|--------------------|-------|-------|--------|-------|
| D | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 2,900 | 7,300 | 10,200 | 4,400 |
|   | 平日に利用する場合          | 2,600 | 6,400 | 9,000  | 3,900 |

に改め、同表の次に次の2表を加える。

別表第5（第13条関係）

| 区分          |     | 基準額<br>(1人につき) |          | 備考                                                                                                                                              |
|-------------|-----|----------------|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |     | 個人             | 団体       |                                                                                                                                                 |
| 美術品の観覧に係る料金 | 一般  | 円<br>1,000     | 円<br>800 | 1 「大学生」とは、大学及びこれに準ずる学校の学生をいう。<br>2 「高校生」とは、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒をいう。<br>3 「団体」とは、20人以上の場合をいう。<br>4 中学校、小学校及びこれらに準ずる学校の生徒及び児童並びに就学前の者が観覧する場合は、無料とする。 |
|             | 大学生 | 800            | 640      |                                                                                                                                                 |
|             | 高校生 | 500            | 400      |                                                                                                                                                 |

別表第6（第13条関係）

| 区分             | 基準額                             |
|----------------|---------------------------------|
| 美術品の特別の観覧に係る料金 | 1点1回につき、3,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額 |
| 講座の受講に係る料金     | 16,000円を超えない範囲内で教育委員会規則で定める額    |

(兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 兵庫県立先端科学技術支援センターの設置及び管理に関する条例（平成5年兵庫県条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

|      |                 |       |       |       |       |        |
|------|-----------------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 多目的室 | 1,200           | 2,100 | 2,100 | 3,200 | 4,000 | 4,700  |
| 研究室  | 1平方メートル当たり1月につき |       |       |       |       | 1,500円 |

」

を

「

|      |       |       |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 多目的室 | 1,200 | 2,100 | 2,100 | 3,200 | 4,000 | 4,700 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|

」

に改める。

(兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 兵庫県立但馬牧場公園の設置及び管理に関する条例（平成6年兵庫県条例第14号）の一部を次のように改正する。

別表1の部を次のように改める。

1 専用利用

- (i) 農産物加工室

| 利用時間 | 開園時刻から12時まで | 13時から17時まで | 18時から閉園時刻まで | 開園時刻から17時まで | 13時から閉園時刻まで | 開園時刻から閉園時刻まで | 備考                                                                                                         |
|------|-------------|------------|-------------|-------------|-------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準額  | 円<br>3,700  | 円<br>4,900 | 円<br>5,600  | 円<br>8,600  | 円<br>10,500 | 円<br>14,200  | 1 入場料その他これに類するものを徴収する利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の3の額とする。<br>2 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。 |

(2) イベントホール

| 利用時間 | 開園時刻から12時まで | 13時から17時まで | 開園時刻から17時まで | 備考                                                                                                                                                                             |
|------|-------------|------------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基準額  | 円<br>600    | 円<br>800   | 円<br>1,400  | 1 入場料その他これに類するものを徴収する利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の3の額とする。<br>2 商品の販売、宣伝等の営業行為を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2倍に相当する額とする。<br>3 冷暖房設備の使用を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は1若しくは2により算出したそれぞれの額の2分の3の額とする。 |

(道路占用料の徴収等に関する条例の一部改正)

第6条 道路占用料の徴収等に関する条例（昭和43年兵庫県条例第29号）の一部を次のように改正する。  
別表政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の款の次に次のように加える。

|                |                            |         |                  |                |                |                |
|----------------|----------------------------|---------|------------------|----------------|----------------|----------------|
| 政令第7条第6号に掲げる施設 | 上空、トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの | 階数が1のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.005を乗じて得た額 | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.008を乗じて得た額 |
|                |                            | 階数が2のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.006を乗じて得た額 | Aに0.009を乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 |

|  |           |                  |                |                |                |
|--|-----------|------------------|----------------|----------------|----------------|
|  | 階数が3のもの   | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.008を乗じて得た額 | Aに0.011を乗じて得た額 | Aに0.015を乗じて得た額 |
|  | 階数が4以上のもの | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.009を乗じて得た額 | Aに0.013を乗じて得た額 | Aに0.016を乗じて得た額 |
|  | その他のもの    | 占有面積1平方メートルにつき1年 | Aに0.018を乗じて得た額 | Aに0.018を乗じて得た額 | Aに0.018を乗じて得た額 |

別表政令第7条第6号に掲げる施設並びに同条第7号に掲げる施設及び自動車駐車場の款中「第7条第6号」を「第7条第7号」に、「同条第7号」を「同条第8号」に改め、同表政令第7条第8号に掲げる器具の款中「第7条第8号」を「第7条第10号」に改め、同表政令第7条第9号及び第10号に掲げる施設の款中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第11号」に改め、同表備考7中「第7条第9号及び第10号」を「第7条第6号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第11号」に改める。

(兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 兵庫県立淡路景観園芸学校の設置及び管理に関する条例（平成10年兵庫県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「44,650円」の右に「の範囲内で規則で定める額」を加える。

(兵庫県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 兵庫県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「病院（）」の右に「兵庫県災害医療センター、」を加える。

第4条の3第1項中「指定管理者は」の右に「、兵庫県災害医療センター」を加える。

(警察手数料徴収条例の一部改正)

第9条 警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表7の部(1)の款を次のように改める。

|               |                                                      |                                       |                                       |                                                                       |
|---------------|------------------------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
| (1) 運転免許試験手数料 | 道路交通法（以下この部において「法」という。）第89条第1項の規定に基づき運転免許試験を受けようとする者 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る試験を受けようとする場合       | 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,600円                                                                |
|               |                                                      |                                       | 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合      | 1,900円                                                                |
|               |                                                      |                                       | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合               | 4,600円（法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,700円） |
|               | 普通自動車免許に係る試験を受けようとする場合                               | 法第97条の2第1項第1号又は第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,800円                                |                                                                       |
|               |                                                      | 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合      | 1,900円                                |                                                                       |

|                                                                                                 |                                  |                                                                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合          | 2,200円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、3,050円) |
| 特定第1種運転免許(大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許又は牽引免許をいう。以下同じ。)又は大型特殊自動車第2種免許若しくは牽引第2種免許に係る試験を受けようとする場合 | 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,750円                                                                |
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,900円                                                                |
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合          | 3,050円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,600円) |
| 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験を受けようとする場合                                                             | 法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合           | 1,900円                                                                |
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合          | 1,500円                                                                |
| 大型自動車第2種免許、中型自動車第2種免許又は普通自動車第2種免許に係る試験を受けようとする場合                                                | 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,750円                                                                |
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項第3号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,900円                                                                |
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合          | 4,600円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、7,650円) |
| 仮運転免許に係る試験を受けようとする場合                                                                            | 法第97条の2第1項第2号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,700円                                                                |
|                                                                                                 | 法第97条の2第1項第4号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 | 1,550円                                                                |

|  |  |                         |                                                                       |
|--|--|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|  |  | 受ける場合                   |                                                                       |
|  |  | 法第97条の2第1項の規定の適用を受けない場合 | 3,000円(法第97条第1項第2号に掲げる事項について行う試験を公安委員会が提供する自動車を使用して受ける場合にあつては、4,550円) |

別表7の部(1)の2の款中「3,950円」を「3,850円」に、「7,650円」を「6,950円」に、「4,300円」を「4,050円」に、「5,300円」を「4,900円」に改め、同部(2)の款中「2,050円」を「1,950円」に、「3,050円」を「2,800円」に、「1,900円」を「1,700円」に、「3,550円」を「3,250円」に、「1,150円」を「1,000円」に改め、同部(3)の款中「2,100円」を「2,050円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同部(4)の款中「3,650円」を「3,600円」に、「1,200円」を「1,100円」に改め、同部(5)の款中「2,550円」を「2,500円」に改め、同部(5)の2の款中「600円」を「550円」に改め、同部(6)の款中「1,700円」を「1,550円」に、「3,350円」を「3,100円」に改め、同部(8)の款中「24,700円」を「23,500円」に、「20,500円」を「19,650円」に、「14,100円」を「14,500円」に、「22,450円」を「21,850円」に改め、同部(10)の款中「15,650円」を「15,000円」に、「12,150円」を「11,800円」に、「9,500円」を「9,450円」に、「13,300円」を「12,850円」に改め、同部(11)の款中「2,650円」を「2,400円」に改め、同部(12)の款を次のように改める。

|            |                               |                                |                       |                    |
|------------|-------------------------------|--------------------------------|-----------------------|--------------------|
| (12) 講習手数料 | 法第108条の2第1項の規定に基づき講習を受けようとする者 | 法第108条の2第1項第1号に掲げる講習を受けようとする場合 | 講習1時間につき<br>700円      |                    |
|            |                               | 法第108条の2第1項第2号に掲げる講習を受けようとする場合 | 講習1時間につき<br>2,450円    |                    |
|            |                               | 法第108条の2第1項第3号に掲げる講習を受けようとする場合 | 講習1時間につき<br>2,200円    |                    |
|            |                               | 法第108条の2第1項第4号に掲げる講習を受けようとする場合 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る講習 | 講習1時間につき<br>4,700円 |
|            |                               |                                | 普通自動車免許に係る講習          | 講習1時間につき<br>2,450円 |
|            |                               | 法第108条の2第1項第5号に掲げる講習を受けようとする場合 | 大型自動二輪車免許に係る講習        | 講習1時間につき<br>4,150円 |
|            |                               |                                | 普通自動二輪車免許に係る講習        | 講習1時間につき<br>4,050円 |
|            |                               | 法第108条の2第1項第6号に掲げる講習を受けようとする場合 | 講習1時間につき<br>1,400円    |                    |
|            |                               | 法第108条の2第1項第7号に掲げる講習を受けようとする場合 | 講習1時間につき<br>3,150円    |                    |
|            |                               | 法第108条の2第1項第8号に掲げる講習を受けようとする場合 | 講習1時間につき<br>1,250円    |                    |

|                                 |  |                                           |                                                                                                                                                         |
|---------------------------------|--|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                 |  | 法第108条の2第1項第9号に掲げる講習を受けようとする場合            | 講習1時間につき<br>650円                                                                                                                                        |
| 法第108条の2第1項第10号に掲げる講習を受けようとする場合 |  | 普通自動車免許に係る講習                              | 講習1時間につき<br>2,100円                                                                                                                                      |
|                                 |  | 大型自動二輪車免許に係る講習                            | 講習1時間につき<br>2,750円                                                                                                                                      |
|                                 |  | 普通自動二輪車免許に係る講習                            | 講習1時間につき<br>2,600円                                                                                                                                      |
|                                 |  | 原動機付自転車免許に係る講習                            | 講習1時間につき<br>2,450円                                                                                                                                      |
| 法第108条の2第1項第11号に掲げる講習を受けようとする場合 |  | 法第92条の2第1項の表の備考一の2に規定する優良運転者に対する講習        | 600円                                                                                                                                                    |
|                                 |  | 法第92条の2第1項の表の備考一の3に規定する一般運転者に対する講習        | 950円                                                                                                                                                    |
|                                 |  | 法第92条の2第1項の表の備考一の4に規定する違反運転者等に対する講習       | 1,500円（当該講習が運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号。以下この部において「講習規則」という。）で定める道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下この部において「政令」という。）第33条の7第2項の基準に該当しない者に対するものである場合にあっては、950円） |
| 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習を受けようとする場合 |  | 小型特殊自動車免許以外の第1種運転免許又は第2種運転免許を受けている者に対する講習 | 5,800円（当該講習が法第97条の2第1項第3号イ又は第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円）                                                                        |
|                                 |  |                                           |                                                                                                                                                         |



|                                                |  |                                                                              |                                                  |
|------------------------------------------------|--|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
|                                                |  | 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習                                                     | 2,350円                                           |
|                                                |  | 法第108条の2第1項第13号に掲げる講習を受けようとする場合                                              | 13,350円（当該講習が講習規則に定めるものである場合にあっては、9,200円）        |
| 法第108条の2第2項の規定による講習で講習規則に定める基準に適合するものを受けようとする者 |  | 政令第37条の6第2号に規定する講習を受けようとする場合                                                 | 1,500円                                           |
|                                                |  | 加齢に伴って生じる身体の機能の低下が自動車等の運転に影響を及ぼしているとは認められるかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習を受けようとする場合 | 2,650円                                           |
|                                                |  | 政令第37条の6の2第1号に規定する講習を受けようとする場合                                               | 1,500円                                           |
|                                                |  | その他の講習                                                                       | 5,800円（当該講習が認知機能検査の結果に基づいて行うものである場合にあっては、5,350円） |

別表7の部(14)の款の次に次のように加える。

|                      |                                                               |        |
|----------------------|---------------------------------------------------------------|--------|
| (14)の2 運転経歴証明書再交付手数料 | 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第30条の13第1項の規定に基づき運転経歴証明書の再交付を受けようとする者 | 1,000円 |
|----------------------|---------------------------------------------------------------|--------|

別表7の部備考2の表を次のように改める。

| 審査細目                      | 区分                         | (8)の款に定める額から減ずる額 |
|---------------------------|----------------------------|------------------|
| (1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能   | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | 4,150円           |
|                           | 普通自動車免許に係る技能検定員審査          | 3,750円           |
|                           | 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査        | 1,300円           |
|                           | 大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査      | 4,450円           |
| (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | 7,000円           |
|                           | 普通自動車免許に係る技能検定員審査          | 6,400円           |
|                           | 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査        | 2,200円           |

|                                                                                                                 |                            |        |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------|
|                                                                                                                 | 大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査      | 7,800円 |
| (3) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項                                                                              | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | 2,100円 |
|                                                                                                                 | 普通自動車免許に係る技能検定員審査          | 1,850円 |
|                                                                                                                 | 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査        | 2,100円 |
| (4) 自動車教習所に関する法令についての知識                                                                                         | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | 2,100円 |
|                                                                                                                 | 普通自動車免許に係る技能検定員審査          | 1,850円 |
|                                                                                                                 | 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査        | 2,100円 |
| (5) 技能検定の実施に関する知識                                                                                               | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | 2,250円 |
|                                                                                                                 | 普通自動車免許に係る技能検定員審査          | 2,000円 |
|                                                                                                                 | 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査        | 2,250円 |
| (6) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識                                                                                         | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査 | 1,850円 |
|                                                                                                                 | 普通自動車免許に係る技能検定員審査          | 1,950円 |
|                                                                                                                 | 特定第1種運転免許に係る技能検定員審査        | 2,450円 |
|                                                                                                                 | 大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査      | 3,150円 |
| (7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 大型自動車第2種免許等に係る技能検定員審査      | 2,700円 |

別表7の部備考3中「3,750円」を「2,950円」に、「950円」を「900円」に、「3,250円」を「3,050円」に改め、同部備考4中「300円を減じた額とし、普通自動車免許」を「350円を減じた額とし、普通自動車免許」に、「300円を減じた額とし、特定第1種運転免許」を「200円を減じた額とし、特定第1種運転免許」に、「300円を減じた額とする」を「350円を減じた額とする」に改め、同部備考5の表を次のように改める。

| 審査細目                    | 区分                         | (10)の款に定める額から減ずる額 |
|-------------------------|----------------------------|-------------------|
| (1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | 4,150円            |
|                         | 普通自動車免許に係る教習指導員審査          | 3,750円            |
|                         |                            |                   |

|                                                                                      |                            |        |
|--------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------|--------|
|                                                                                      | 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査        | 1,300円 |
|                                                                                      | 大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査      | 4,450円 |
| (2) 技能教習に必要な教習の技能                                                                    | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,450円 |
|                                                                                      | 普通自動車免許に係る教習指導員審査          | 1,400円 |
|                                                                                      | 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査        | 1,500円 |
|                                                                                      | 大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査      | 1,900円 |
| (3) 学科教習に必要な教習の技能                                                                    | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,350円 |
|                                                                                      | 普通自動車免許に係る教習指導員審査          | 1,300円 |
|                                                                                      | 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査        | 1,150円 |
| (4) 法第108条の28第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識                                    | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,450円 |
|                                                                                      | 普通自動車免許に係る教習指導員審査          | 1,200円 |
|                                                                                      | 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査        | 1,250円 |
| (5) 自動車教習所に関する法令についての知識                                                              | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,450円 |
|                                                                                      | 普通自動車免許に係る教習指導員審査          | 1,200円 |
|                                                                                      | 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査        | 1,250円 |
| (6) 教習指導員として必要な教育についての知識                                                             | 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査 | 1,350円 |
|                                                                                      | 普通自動車免許に係る教習指導員審査          | 1,150円 |
|                                                                                      | 特定第1種運転免許に係る教習指導員審査        | 1,150円 |
| (7) 道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識 | 大型自動車第2種免許等に係る教習指導員審査      | 2,700円 |

別表7の部備考6中「3,450円」を「3,000円」に、「900円」を「950円」に、「1,100円」を「1,050円」に、「2,950円」を「3,050円」に改め、同部備考7中「150円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。



ち、法附則第12条の2の5第4項に規定するもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

5 路線バス等のうち、法附則第12条の2の5第5項に規定するもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の附則第21条の2の4第5項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

6 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、法附則第12条の2の5第6項に規定するもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該乗用車の取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

7 法附則第12条の2の5第7項に規定するトラックで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第93条の規定の適用については、当該トラックの取得が平成27年3月31日（法附則第12条の2の5第7項第1号に掲げるトラックのうち車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。）が22トンを超えるもの及び同項第2号に掲げるトラックにあつては、平成26年10月31日）までにに行われたときに限り、第93条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

附則第21条の2の4第2項中「次に掲げる自動車（以下この項において「第2種省エネルギー自動車」という。）を「法附則第12条の2の5第3項各号に掲げる自動車」に、「第2種省エネルギー自動車の取得（附則第21条の2の2第4項から第7項まで又は前項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）を「当該自動車の取得」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第3項とし、同条第1項中「次に掲げる自動車（以下この項において「第1種省エネルギー自動車」という。）を「法附則第12条の2の5第2項各号に掲げる自動車」に、「第1種省エネルギー自動車の取得（附則第21条の2の2第4項から第7項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）を「当該自動車の取得」に、「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同項各号を削り、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法附則第12条の2の5第1項各号に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるもの以外の当該自動車の取得に係る第93条の規定の適用については、当該取得が平成27年3月31日までにに行われたときに限り、同条中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

附則第21条の4第1項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第3項の表第113条の9第1項の項中「第12条の2の4第2項」を「第12条の2の7第2項」に改める。

附則第22条第1項中「次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。第3項及び第4項において同じ。）、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第2項に規定するものをいう。第3項及び第4項において同じ。）、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第4項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車で同条第3項に規定するもの並びにバス（一般乗合用のもの及び第116条第6項の規定の適用を受けるものに限る。）及び被けん引車を除く。）を「法附則第12条の3第1項各号に掲げる自動車（同項において除くものとされる自動車及び第116条第6項の規定の適用を受けるバスを除く。）に、「当該各号」を「法附則第12条の3第1項各号」に、「同条第1項」を「第116条第1項」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「次に掲げる自動車」を「法附則第12条の3第3項各号に掲げる自動車」に改め、同項各号を削り、同条第4項中「次に掲げる自動車」を「法附則第12条の3第4項各号に掲げる自動車」に、「平成20年4月1日から平成21年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日まで」に、「平成21年度分」を「平成25年度分」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同項各号を削り、同条第6項中「エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第5項に規定するもの（第4項の規定の適用を受ける自動車を除く。）」を「法附則第12条の3第5項に規定する自動車」に、「平成21年4月1日から平成22年3月31日まで」を「平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成25年度分の自動車税

に限り、当該自動車は平成25年4月1日から平成26年3月31日まで」に、「平成22年度分」を「平成26年度分」に改め、同条に次の1項を加える。

8 第4項及び第6項の規定は、自動車のうち、法附則第12条の3第6項に規定するものについて準用する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、附則第21条の4第3項の表の改正規定は、公布の日から施行する。

(自動車取得税に関する経過措置)

2 改正後の兵庫県税条例附則第21条の2、第21条の2の2及び第21条の2の4の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

3 改正後の兵庫県税条例附則第22条の規定は、平成24年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成23年度分までの自動車税については、なお従前の例による。



知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第10号

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

本則の表2の部中(2)の項を(4)の項とし、同部(1)の項中「地方自治法(以下この部において「法」という。)」を「法」に改め、同項を同部(3)の項とし、同部事務の項の次に次のように加える。

|                                                                                                           |                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 地方自治法(以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>ア 法第9条の5第1項の規定による届出の受理に関する事務<br>イ 法第9条の5第2項の規定による告示に関する事務 | 各市町                                                                                                  |
| (2) 法に基づく事務のうち、法第295条の規定による条例の設定に関する事務                                                                    | 神戸市、姫路市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、相生市、豊岡市、加古川市、宝塚市、三木市、三田市、篠山市、丹波市、南あわじ市、朝来市、播磨町、神河町、市川町、福崎町、佐用町、香美町及び新温泉町 |

本則の表30の部(2)の項コ及びピを削り、同表66の部を次のように改める。

66 介護保険法に基づく事務

| 事務                                                   | 市町               |
|------------------------------------------------------|------------------|
| 介護保険法(平成9年法律第123号。以下この部において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの | 神戸市、姫路市、尼崎市及び西宮市 |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
| (1) 法第115条の32第2項第1号、第3項及び第4項の規定による届出の受理に関する事務（全ての事業所又は施設が1の市の区域に存する介護サービス事業者に係るものに限る。(2)から(7)までにおいて同じ。）<br>(2) 法第115条の33第1項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査に関する事務<br>(3) 法第115条の34第1項の規定による勧告に関する事務<br>(4) 法第115条の34第2項の規定による公表に関する事務<br>(5) 法第115条の34第3項の規定による命令に関する事務<br>(6) 法第115条の34第4項の規定による公示に関する事務<br>(7) 法第115条の34第5項の規定による通知に関する事務 |  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|

本則の表67の3の部(1)中「でする」の右に「カワウ、」を、「イノシシ」の右に「、ニホンジカ」を加え、同表67の5の部を同表67の6の部とし、同表67の4の部を同表67の5の部とし、同表67の3の部の次に次のように加える。

67の4 障害者自立支援法等に基づく事務

| 事務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 市町                   |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下この部において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの<br>ア 法第51条の2第2項第1号、第3項及び第4項並びに第51条の31第2項第1号、第3項及び第4項の規定による届出の受理に関する事務（全ての事業所又は施設が1の市の区域に存する指定事業者等に係るものに限る。イからキまでにおいて同じ。）<br>イ 法第51条の3第1項及び第51条の32第1項の規定による命令、出頭の要求及び立入検査に関する事務<br>ウ 法第51条の4第1項及び第51条の33第1項の規定による勧告に関する事務<br>エ 法第51条の4第2項及び第51条の33第2項の規定による公表に関する事務<br>オ 法第51条の4第3項及び第51条の33第3項の規定による命令に関する事務<br>カ 法第51条の4第4項及び第51条の33第4項の規定による公示に関する事務<br>キ 法第51条の33第5項の規定による通知に関する事務 | 神戸市、姫路市、<br>尼崎市及び西宮市 |
| (2) 法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 各市町（神戸市を除く。）         |

本則の表82の部(1)の項ク中「(2)の項」を「(3)の項」に改め、同部(21)の項イ中「(2)の項、(4)の項、(6)の項、(8)の項、(10)の項」を「(3)の項、(6)の項、(9)の項、(12)の項、(14)の項」に改め、同項を同部(26)の項とし、同項の前に次のように加える。

|                                                                                                                                                                  |     |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (25) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの（粉じん（石綿に係るものを除く。）及び汚水に係るものに限る。）<br>ア 条例第151条第1項の規定による報告の受理に関する事務<br>イ 条例第151条第2項の規定による報告の徴収に関する事務<br>ウ 条例第152条第1項の規定による立入検査に関する事務 | 宝塚市 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

本則の表82の部(20)の項ア中「(21)の項」を「(26)の項」に改め、同項を同部(24)の項とし、同部中(19)の項を(23)の項とし、(8)の項から(18)の項までを(12)の項から(22)の項までとし、(12)の項の前に次のように加える。

|                                                                                                                                                                                                                               |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (11) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの（粉じん（石綿に係るものを除く。）及び汚水に係るものに限る。）<br>ア 条例第51条第1項の規定による協力の要請に関する事務<br>イ 条例第51条第2項の規定による届出の受理に関する事務<br>ウ 条例第51条第3項の規定による命令に関する事務<br>エ 条例第52条第2項又は第3項の規定による届出の受理に関する事務<br>オ 条例第53条の規定による協力の要請に関する事務 | 宝塚市 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

本則の表82の部(7)の項エ中「(8)の項」を「(12)の項」に改め、同項を同部(10)の項とし、同部(6)の項を同部(9)の項とし、同項の前に次のように加える。

|                                                                                                                         |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (8) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの（粉じん（石綿に係るものを除く。）及び汚水に係るものに限る。）<br>ア 条例第50条第1項の規定による命令に関する事務<br>イ 条例第50条第2項の規定による勧告に関する事務 | 宝塚市 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

本則の表82の部(5)の項中「(6)の項」を「(9)の項」に改め、同項を同部(7)の項とし、同部(4)の項を同部(6)の項とし、同項の前に次のように加える。

|                                                                                  |     |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (5) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、条例第49条第2項の規定による届出の受理に関する事務（粉じん（石綿に係るものを除く。）及び汚水に係るものに限る。） | 宝塚市 |
|----------------------------------------------------------------------------------|-----|

本則の表82の部(3)の項中「(4)の項」を「(6)の項」に改め、同項を同部(4)の項とし、同部(2)の項を同部(3)の項とし、同部(1)の項の次に次のように加える。

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| (2) 条例及び施行規則等に基づく事務のうち、次に掲げるもの（粉じん（石綿に係るものを除く。）及び汚水に係るものに限る。）<br>ア 条例第36条第1項の規定による許可に関する事務<br>イ 条例第38条第1項の規定による届出の受理に関する事務<br>ウ 条例第39条第1項の規定による許可に関する事務<br>エ 条例第40条第1項の規定による届出の受理に関する事務<br>オ 条例第40条第2項の規定による確認に関する事務<br>カ 条例第41条の規定による届出の受理に関する事務<br>キ 条例第42条第3項の規定による届出の受理に関する事務<br>ク 条例第43条第1項又は第2項の規定による届出の受理に関する事務<br>ケ 条例第43条第4項において準用する条例第42条第3項の規定による届出の受理に関する事務<br>コ 条例第44条の規定による届出の受理に関する事務<br>サ 条例第45条の規定による勧告及び命令に関する事務<br>シ 条例第46条第2項の規定による期間の短縮に関する事務<br>ス 条例第47条の規定による届出の受理に関する事務<br>セ 条例第48条第1項の規定による許可の取消し及び命令に関する事務<br>ソ 条例第48条第2項の規定による命令に関する事務 | 宝塚市 |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|

本則の表84の3の部を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 本則の表30の部の改正規定 公布の日
  - (2) 本則の表66の部の改正規定、同表67の5の部を同表67の6の部とし、同表67の4の部を同表67の5の部とし、同表67の3の部の次に67の4の部を加える改正規定及び同表84の3の部を削る改正規定 平成25年4月1日  
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正後の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例（以下「改正後の条例」という。）本則の表2の部(1)の項、66の部、67の3の部、67の4の部(1)の項並びに82の部(2)の項、(5)の項、(8)の項、(11)の項及び(25)の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例、規則又は告示（以下「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において同表の右欄に掲げる市町の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町の長がした処分その他の行為又は当該市町の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。



3 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第82号）附則第56条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる法人税に係る租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第199号）第1条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第39条の7第9項に規定する要件に該当する事業であることについての認定に関する事務については、改正後の条例本則の表30の部(2)の項の規定にかかわらず、改正前の知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例本則の表30の部(2)の項市町の欄に掲げる市が処理することとする。



兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第11号**

**兵庫県職員定数条例等の一部を改正する条例**

（兵庫県職員定数条例の一部改正）

第1条 兵庫県職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中「6,978人」を「6,691人」に、「444人」を「437人」に、「12,769人」を「12,777人」に、「11,819人」を「11,832人」に、「950人」を「945人」に、「20,350人」を「20,064人」に改める。

（企業庁職員定数条例の一部改正）

第2条 企業庁職員定数条例（昭和41年兵庫県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第1条中「189人」を「186人」に改める。

（兵庫県病院事業職員定数条例の一部改正）

第3条 兵庫県病院事業職員定数条例（昭和35年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「5,090人」を「5,472人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。



特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第12号**

**特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例**

（特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第1条 特別職に属する常勤の職員の給与及び旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第54号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附則第13項中「平成24年 3月分」を「平成25年 3月分」に改める。

附則第14項中「平成23年」を「平成24年」に改める。

（教育長の給与等に関する条例の一部改正）

第2条 教育長の給与等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第49号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附則第11項中「平成24年 3月分」を「平成25年 3月分」に改める。

附則第12項中「平成23年」を「平成24年」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。



介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第13号**

**介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**

介護保険財政安定化基金の管理等に関する条例(平成12年兵庫県条例第20号)の一部を次のように改正する。

第2条中「10,000分の4」を「100,000分の37」に改める。

附則に次の2項を加える。

(平成24年度から平成26年度までの拠出率の特例)

- 5 平成24年度から平成26年度までの計画期間における第2条の規定の適用については、同条中「100,000分の37」とあるのは、「0」とする。

(平成24年度における処分の特例)

- 6 基金は、平成24年度に限り、第5条の規定にかかわらず、政令附則第3条の定めるところにより、処分することができる。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。



後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第14号**

**後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例の一部を改正する条例**

後期高齢者医療財政安定化基金の管理等に関する条例(平成20年兵庫県条例第17号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項を加える。

(処分の特例)

- 2 当分の間、基金は、第5条に規定する場合のほか、法附則第14条の2に規定する交付金の交付の財源に充てる場合に限り、処分することができる。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。



兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第15号**

**兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例**

(兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 兵庫県立精神保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(昭和41年兵庫県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第22条第2項」の右に「又は第51条の7第2項」を加え、「同条第1項に規定する支給要否決定」を「同法第22条第1項又は第51条の7第1項に規定する支給の要否の決定」に改め、同条第7号中「第26条第1項」の右に「又は第51条の11」を加える。

(兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例(昭和44年兵庫県条例第36号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表業務の欄1中「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に改め、「ものを」の右に「主として」を加える。

第4条第1項中「肢体不自由児療護施設」を「障害児入所施設」に、「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改め、同条第2項中「第7条第6項に規定する肢体不自由児施設支援」を「第7条第2項に規定する障害児入所支援」に、「第24条の2第2項」を「第24条の2第2項第1号」に、「当該肢体不自由児施設支援」を「当該障害児入所支援」に、「特定費用」を「入所特定費用」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 県は、児童福祉法第6条の2第1項に規定する障害児通所支援に係る施設の利用につき、施設の利用者（同法第21条の6の措置に係る者を除く。）から、同法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該障害児通所支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該障害児通所支援に要した費用の額）の使用料を徴収する。

（兵庫県障害福祉審議会条例の一部改正）

第3条 兵庫県障害福祉審議会条例（昭和46年兵庫県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条第3項」を「第36条第3項」に改める。

第2条中「第34条第2項各号」を「第36条第1項各号」に改め、同条第2号中「介護給付費等」の右に「又は地域相談支援給付費等」を加え、「（以下「審査請求」という。）」を削り、同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第1項に規定する市町の障害児通所給付費又は特別障害児通所給付費に係る処分に対する審査請求の事件を取り扱うこと。

第9条中「審査請求」を「第2条第2号及び第3号に規定する審査請求（以下「審査請求」という。）」に改める。

第10条中「第103条第2項」の右に「（児童福祉法第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）」を加える。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）

第4条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和39年兵庫県条例第45号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第8条の2第1項第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第5条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年兵庫県条例第42号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

（学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

第6条 次に掲げる条例の規定中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

(1) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第8条の2第1項第2号

(2) 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号

（職員の子育て支援に関する条例の一部改正）

第7条 職員の子育て支援に関する条例（平成21年兵庫県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「第6条の2第2項」を「第6条の3第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中兵庫県障害福祉審議会条例第1条の改正規定及び同条例第2条の改正規定（「第34条第2項各号」を「第36条第1項各号」に改める部分に限る。） 障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日

(2) 第4条及び第5条の規定並びに附則第3項中兵庫県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例(昭和60年兵庫県条例第30号)第2条の改正規定(「第7条第2項」を「第7条第1項」に改める部分に限る。) 公布の日  
(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例第4条の規定は、この条例の施行の日以後に同条第1項に規定する施設を利用する者に係る使用料について適用し、同日前に第2条の規定による改正前の兵庫県立リハビリテーションセンターの設置及び管理に関する条例第4条第1項に規定する施設を利用した者に係る使用料については、なお従前の例による。

(兵庫県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部改正)

3 兵庫県社会福祉審議会の調査審議事項の特例に関する条例の一部を次のように改正する。  
第2条中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改め、「事項」の右に「(兵庫県障害福祉審議会条例(昭和46年兵庫県条例第25号)第1条に規定する兵庫県障害福祉審議会の所掌に属するものを除く。)」を加える。



兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。  
平成24年3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第16号**

**兵庫県立こども発達支援センターの設置及び管理に関する条例**

(設置)

第1条 発達障害(発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項に規定する発達障害をいう。以下同じ。)を早期に発見し、発達障害児(同条第2項に規定する発達障害児をいう。以下同じ。)に対してその発達障害の特性に対応した医療的又は福祉的援助(以下「発達支援」という。)を行うことにより、その心理機能の適正な発達及び社会生活に適応する能力の育成を図るため、兵庫県立こども発達支援センター(以下「センター」という。)を置く。

(位置)

第2条 センターの位置は、明石市魚住町清水とする。

(業務)

第3条 センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第2項に規定する診療所(以下「診療所」という。)として、主として発達障害児のための医療を行うこと。
- (2) 発達障害児及びその家族に対し、発達障害に関する相談に応じ、又は助言を行うこと。
- (3) 発達支援に関する知識及び技術の向上に資するための研修を行うこと。
- (4) 市町が行う発達障害の早期発見及び発達障害児に対する発達支援に関する業務への技術的な支援を行うこと。
- (5) 発達障害に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (6) 関係機関と相互に協力及び連携を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務

2 知事は、センターの施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。

(原状回復の義務等)

第4条 センターの施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。

(管理)

第5条 知事は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、センターの管理を指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせる。

(利用料金)

第6条 診療所を利用する者は、当該診療所の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納めなければならない。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

- 3 利用料金の額は、次に掲げる金額とする。
- (1) 別表第1及び別表第2に掲げるもの以外のものにあつては、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定に基づく厚生労働大臣の定め又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項に規定する療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準（以下これらを「告示」という。）により算定した額
  - (2) 別表第1に掲げるものにあつては、同表に定める額
  - (3) 別表第2に掲げるものにあつては、同表に定める額の範囲内で、指定管理者が知事の承認を受けて定めるもの
- 4 指定管理者は、知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。
- （関係機関の協力）

第7条 センター、発達障害者支援法第14条第1項に規定する発達障害者支援センター、兵庫県立特別支援教育センター等の関係機関は、発達障害に関する業務を行うに当たっては、相互に協力及び連携をしなければならない。

（補則）

第8条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第1号、第6条、別表第1及び別表第2の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表第1（第6条関係）

| 種別                         |                                                               | 金額                                   |
|----------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 告示に掲げるものの料金                | 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第13条第2項の規定により療養の給付を受ける場合（以下「労災給付」という。） | 兵庫労働局長と協定した療養に要する費用の額の算定方法により算定して得た額 |
| 告示その他の算定方法により算定し難い医療行為等の料金 |                                                               | 実費                                   |
| 診断書、証明書その他これらに類する文書の料金     |                                                               | 4,000円の範囲内で規則で定める額                   |

別表第2（第6条関係）

| 種別          |                                                         | 金額                              |
|-------------|---------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 告示に掲げるものの料金 | 健康保険法その他の社会保険に関する法令の適用を受けない場合（労災給付及び健康診断（精密検査を除く。）を除く。） | 告示に掲げる点数1点につき20円をその単価として算定して得た額 |
|             | 健康診断（精密検査を除く。）                                          | 告示に掲げる初診料点数1点につき10円で算定して得た額     |



食品衛生法基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第17号

**食品衛生法基準条例の一部を改正する条例**

食品衛生法基準条例（平成11年兵庫県条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表第2第2の部1(5)の次に次のように加える。

- (5)の2 生食用食肉（牛の食肉（内臓を除く。）であつて、生食用のものをいう。以下同じ。）を調理する場合は、次に掲げる構造設備（加熱殺菌した生食用食肉のみを使用する場合にあつては、アからエまでの構造設備）であること。

- ア 生食用食肉の調理を行う場所は、他の場所と明確に区分されていること。
- イ 生食用食肉の調理に使用する器具専用の洗浄設備及び消毒設備があること。
- ウ 生食用食肉の調理を行う従業員専用の流水式手洗設備及び手指の消毒設備があること。
- エ 生食用食肉が接触する設備及び器具は、専用のものを備えていること。
- オ 取扱量に応じた十分な能力を有する生食用食肉専用の加熱殺菌設備があり、温度計を備えていること。
- カ 加熱殺菌した生食用食肉を速やかに摂氏4度以下に冷却することができる専用の設備があること。

別表第2第2の部11に次のように加える。

- (7) 生食用食肉を加工する場合は、1の飲食店営業に掲げる基準の(5)の2のアからカまで(加熱殺菌した生食用食肉のみを使用する場合にあっては、同基準の(5)の2のアからエまで)と同様とする。

別表第2第2の部12(4)の次に次のように加える。

- (4)の2 生食用食肉を加工する場合は、1の飲食店営業に掲げる基準の(5)の2のアからカまで(加熱殺菌した生食用食肉のみを使用する場合にあっては、同基準の(5)の2のアからエまで)と同様とする。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



受動喫煙の防止等に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第18号

受動喫煙の防止等に関する条例

目次

前文

- 第1章 総則 (第1条—第8条)
- 第2章 受動喫煙の防止等 (第9条—第20条)
- 第3章 雑則 (第21条・第22条)
- 第4章 罰則 (第23条—第25条)

附則

がん、脳血管疾患、心臓病等の生活習慣病等の発症の要因にたばこの煙が深く関わっており、人の健康に悪影響を及ぼすことが科学的に明らかとなっている。

このことから、未成年者及び妊婦をはじめ県民が、たばこの煙にさらされることによる健康への危険を避け、健康づくりをより一層推進することができるよう、受動喫煙の防止等について、事業者等への周知を行うとともに、県民運動と連携した普及啓発活動を県内各地域で展開し、受動喫煙の防止等に関する取組の推進を図ってきた。

しかしながら、依然として多くの県民が受動喫煙に遭っており、とりわけ喫煙習慣のない県民が健康で快適に生活することを妨げられている。

このため、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて改めて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に取り組むことが必要である。

このような認識に基づき、受動喫煙を防止するための措置等を定め、県民の健康で快適な生活の維持を図ることを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

(定義)

- 第1条 この条例において「受動喫煙」とは、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。
- 2 この条例において「受動喫煙の防止等」とは、不特定又は多数の者が利用し、又は出入りすることができる施設(車両その他の移動施設を含む。以下「対象施設」という。)における受動喫煙を防止することその他たばこの煙が人の生活に及ぼす悪影響を未然に防止することをいう。
- 3 この条例において「たばこ」とは、たばこ事業法(昭和59年法律第68号)第2条第3号に規定する製造たばこ又は同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品で、喫煙用のものをいう。

(基本理念)

第2条 受動喫煙の防止等は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすものであり、とりわけ未成年者をたば

この煙にさらされることから保護することが重要であること、及びたばこの煙が他人の快適な生活を妨げることがあることについての認識を県民、未成年者の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護するものをいう。以下同じ。）、事業者、施設管理者（対象施設を管理する者をいう。以下同じ。）、市町及び県が共有することを旨として推進されなければならない。

2 受動喫煙の防止等は、県民が、意図しない受動喫煙を回避することができ、かつ、健康で快適な生活を維持するための環境を整備することにより推進されなければならない。

3 受動喫煙の防止等は、受動喫煙を防止し、喫煙により他人の健康で快適な生活が妨げられないことを目的として行われるものであり、対象施設以外の私的な区域における喫煙を制限するものではないという理解の下に推進されなければならない。

（県民の責務）

第3条 県民は、受動喫煙の防止等に対する関心及び理解を深め、受動喫煙を生じさせないよう努めるとともに、事業者、施設管理者、市町及び県が行う受動喫煙の防止等に関する措置又は施策に協力しなければならない。

（保護者の責務）

第4条 未成年者の保護者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことを認識し、未成年者の受動喫煙の防止等を図らなければならない。

（事業者及び施設管理者の責務）

第5条 事業者及び施設管理者は、たばこの煙が人の健康に悪影響を及ぼすことについて関心及び理解を深め、受動喫煙の防止等に関する措置を図るとともに、その環境の整備に取り組まなければならない。

（市町の責務）

第6条 市町は、その地域の特性を生かした受動喫煙の防止等に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（県の責務）

第7条 県は、受動喫煙の防止等に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（連携及び協働）

第8条 県民、未成年者の保護者、事業者、施設管理者、市町及び県は、相互に連携を図りながら、協働して受動喫煙の防止等を推進するものとする。

## 第2章 受動喫煙の防止等

（受動喫煙の防止等）

第9条 別表第1に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域（以下「受動喫煙防止区域」という。）を喫煙することができない区域としなければならない。

2 前項の施設管理者は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等（吸い殻入れ、灰皿その他喫煙の用に供する器具又は設備をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

3 第1項の施設管理者は、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨を表示しなければならない。

4 第1項の施設管理者は、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接流入することがないように必要な措置を講じなければならない。

5 別表第1の2から8までに掲げる対象施設の施設管理者は、前各項の規定にかかわらず、その管理する建物内の区域のうち、その利用の形態を考慮し、これらの規定による措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める建物内の区域については、知事が別に定める受動喫煙の防止等に関する措置を講ずるものとする。

（区域分煙措置）

第10条 別表第1の2、4、5及び7に掲げる対象施設の施設管理者は、前条第1項の規定にかかわらず、当分の間、この条例の施行の際現に受動喫煙防止区域に設置している喫煙室（専ら喫煙のために利用されることを目的とする室をいい、たばこの煙が受動喫煙防止区域に直接排出されることがない構造又は設備として規則で定めるものを有するものに限る。以下同じ。）を喫煙することができる区域（以下「喫煙区域」という。）とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

3 前条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、前条第3項の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に第1号及び第2号に掲げる事項を、喫煙区域の入口に第3号に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 受動喫煙防止区域の一部に喫煙区域を設けている旨
- (2) 受動喫煙防止区域（喫煙区域を除く。）において喫煙してはならない旨
- (3) 喫煙区域である旨

第11条 別表第1の9から37までに掲げる対象施設の施設管理者は、第9条第1項の規定にかかわらず、当分の間、受動喫煙防止区域の一部を喫煙区域とすることができる。

2 前項の規定による喫煙区域は、次に掲げる方法により、たばこの煙が喫煙区域以外の受動喫煙防止区域に直接排出されることがないように設けなければならない。

- (1) 喫煙室を設置する方法
- (2) 前号の方法のほか、規則で定めるところにより、対象施設の建物内の同一の階にある室を喫煙することができる室と喫煙することができない室に区分する方法
- (3) 対象施設の建物内を喫煙することができる階と喫煙することができない階に区分する方法
- (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める方法

3 第1項の施設管理者（別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者を除く。）は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2に相当する面積を超えるものとはならない。この場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の2分の1に相当する面積を超えないものとするよう努めなければならない。

4 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項の規定により喫煙区域を設ける場合において、その喫煙区域の面積が当該対象施設の受動喫煙防止区域の面積の3分の2に相当する面積を超えないものとするよう努めなければならない。

5 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

6 第9条第2項の規定は、第1項の規定により設けられる喫煙区域については、適用しない。

7 前条第4項の規定は、第1項の規定により喫煙区域を設ける場合について準用する。

（時間分煙措置）

第12条 別表第1の14、16、18及び25に掲げる対象施設の施設管理者は、前条の規定により難しい事情がある場合は、当分の間、受動喫煙防止区域（同表14に掲げる対象施設にあっては、ロビー（玄関帳場に隣接するロビーをいう。以下同じ。）の区域に限る。以下この条及び次条において同じ。）の全部を喫煙区域とすることができる。この場合において、これらの施設管理者は、当該対象施設の業務時間（不特定又は多数の者がその対象施設を利用し、又はその対象施設に出入りすることができる時間をいう。以下同じ。）内において喫煙することができる時間（以下「喫煙時間」という。）を定め、当該喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域を喫煙することができない区域としなければならない。

2 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、前項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2に相当する時間を超えないものとするよう努めなければならない。

3 別表第1の25に掲げる対象施設の施設管理者は、第1項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間が当該対象施設の業務時間の3分の2に相当する時間を超えるものとはならない。この場合において、その喫煙時間が当該対象施設の業務時間の2分の1に相当する時間を超えないものとするよう努めなければならない。

4 第1項の施設管理者は、同項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、喫煙時間の間、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

5 第9条第2項の規定は、第1項前段の規定により喫煙区域を設ける場合については、適用しない。この場合において、同項の施設管理者は、喫煙時間以外の業務時間は、受動喫煙防止区域に吸い殻入れ等を設置しないよう努めなければならない。

6 第1項の施設管理者は、同項前段の規定により喫煙区域を設ける場合において、第9条第3項の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- (1) 喫煙時間又は喫煙してはならない時間
- (2) 喫煙時間以外の時間は、受動喫煙防止区域において喫煙してはならない旨



## (喫煙可能表示措置)

第13条 別表第1の14、16及び18に掲げる対象施設の施設管理者は、前条(第3項を除く。)の規定により難しい事情がある場合は、当分の間、喫煙時間を定めることなく、受動喫煙防止区域の全部を喫煙区域とすることができる。

2 前項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、当該喫煙区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。

3 第9条第2項の規定は、第1項の規定により喫煙区域を設ける場合については、適用しない。

4 第1項の施設管理者は、同項の規定により喫煙区域を設ける場合において、第9条第3項の表示に代えて、規則で定めるところにより、当該対象施設を利用し、又は利用しようとする者の目につきやすい場所に、受動喫煙防止区域において喫煙することができる旨を表示しなければならない。

## (宿泊施設の客室における措置)

第14条 宿泊施設(旅館、ホテルその他これらに類するものをいう。以下同じ。)の施設管理者は、利用者の状況その他の状況を考慮し、その宿泊施設の客室の一部を喫煙することができない客室とするよう努めなければならない。

## (観覧場の屋外の観客席等における措置)

第15条 別表第2に掲げる対象施設の施設管理者は、受動喫煙の防止等を図るため、その管理する同表に掲げる区域を喫煙することができない区域とするよう努めなければならない。

2 別表第2の2に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する同表に掲げる区域内のうち、動物園に展示されている動物を観覧する場所、遊園地の遊戯設備その他の未成年者が多く集まる区域について喫煙することができない区域とする等受動喫煙の防止等に関して必要な措置を講じなければならない。

## (喫煙の制限等)

第16条 何人も、受動喫煙防止区域(第10条第1項、第11条第1項、第12条第1項前段又は第13条第1項の規定により設けられる喫煙区域を除く。次項において同じ。)において喫煙してはならない。

2 別表第1に掲げる対象施設の施設管理者は、その管理する受動喫煙防止区域において現に喫煙している者を発見したときは、その者に対し、直ちに喫煙を中止し、又は当該受動喫煙防止区域から退出するよう求めなければならない。

## (指導及び助言)

第17条 知事は、受動喫煙の防止等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、施設管理者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

## (勧告及び命令)

第18条 知事は、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第1項、第2項、第4項及び第5項、第11条第2項及び第3項前段並びに第12条第1項後段及び第3項前段の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 知事は、前項に規定する場合のほか、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者が第9条第3項、第10条第4項(第11条第7項において準用する場合を含む。)、第12条第6項、第13条第4項及び第16条第2項の規定を遵守していないと認めるときは、当該施設管理者に対し、受動喫煙の防止等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 知事は、前2項に規定する勧告を受けた施設管理者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第1項に規定する勧告を受けた施設管理者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、受動喫煙の防止等を著しく害すると認めるときは、当該施設管理者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## (普及啓発)

第19条 県は、教育活動、広報活動等を通じ、受動喫煙の防止等に関する普及啓発を図るよう努めるものとする。

## (財政上の措置)

第20条 県は、受動喫煙の防止等を図るため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第3章 雑則

## (立入検査等)

第21条 知事は、対象施設の利用者から提供された情報の内容その他の状況から判断して、受動喫煙の防止等

の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、別表第1に掲げる対象施設の施設管理者に対し、当該対象施設における第9条から第13条まで及び第16条第2項の措置の実施状況に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(補則)

第22条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 罰則

(罰則)

第23条 第18条第4項の規定による命令に従わなかった者は、30万円以下の罰金に処する。

- 2 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告若しくは資料の提出をした者又は同項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者は、20万円以下の罰金に処する。
- 3 第21条第1項の規定による報告若しくは資料の提出をしない者又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をしない者は、10万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第24条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

(過料)

第25条 第16条第1項の規定に違反した者は、2万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 別表第1の9から37までに掲げる対象施設については、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日までの間、適用しない。

(1) 第9条から第14条まで、第16条から第18条まで及び第21条の規定 平成26年3月31日

(2) 第4章の規定 平成26年9月30日

(検討)

- 3 県は、この条例の施行後5年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 4 県は、前項の規定による場合のほか、この条例の施行の日から5年を経過した日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

別表第1 (第9条—第13条、第16条、第18条、第21条関係)

| 番号 | 対象施設の区分                                                                             | 区域               |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1  | 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校若しくは各種学校（初等教育又は中等教育を行うものに限る。）、保育所その他これに類するもの又は青少年教育施設 | 当該施設の建物内及び敷地内の区域 |
| 2  | 大学、高等専門学校、専修学校、各種学校（初等教育又は中等教育を行うものを除く。）その他これらに類するもの                                | 当該施設の建物内の公共的空間   |
| 3  | 病院、診療所又は助産所                                                                         | 当該施設の建物内の区域      |
| 4  | 薬局                                                                                  | 当該施設の建物内の公共的空間   |

|    |                                                        |                                             |
|----|--------------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 5  | あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師の施術所                        | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 6  | 官公庁の庁舎                                                 | 当該施設の建物内の区域                                 |
| 7  | 官公庁施設のうち庁舎以外の施設（他の対象施設の区分に該当するものを除く。）                  | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 8  | 児童福祉施設、母子福祉施設その他これらに類するもの（保育所その他これに類するものを除く。）          | 当該施設の建物内の区域                                 |
| 9  | 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設                        | 当該施設の建物（鉄道の駅の屋外のプラットフォームを含む。）内の公共的空間        |
| 10 | 旅客の運送の用に供する列車、自動車その他の車両、船舶（県内に航路の起点及び終点があるものに限る。）又は航空機 | 当該施設の公共的空間                                  |
| 11 | 物品販売業を営む店舗                                             | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 12 | 金融機関の店舗                                                | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 13 | 宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートルを超えるもの）                           | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 14 | 宿泊施設（ロビーの面積が100平方メートル以下のもの）                            | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 15 | 飲食店（客室（個室を除く。以下同じ。）の面積が100平方メートルを超えるもの）                | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 16 | 飲食店（客室の面積が100平方メートル以下のもの）（37に該当するものを除く。）               | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 17 | 理容所又は美容所（客室の面積が100平方メートルを超えるもの）                        | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 18 | 理容所又は美容所（客室の面積が100平方メートル以下のもの）（37に該当するものを除く。）          | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 19 | 公衆浴場                                                   | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 20 | 冠婚葬祭業を営む施設                                             | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 21 | 火葬場又は納骨堂                                               | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 22 | 集会場又は公会堂                                               | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 23 | 展示場                                                    | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 24 | 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの                                | 当該施設の建物内の公共的空間                              |
| 25 | 劇場、映画館又は演芸場                                            | 当該施設の建物（客席を除く。）内の公共的空間                      |
| 26 | 観覧場                                                    | 当該施設の建物（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を含む。）内の公共的空間 |
| 27 | 運動施設                                                   | 当該施設の建物内の公共的空間                              |

|    |                                              |                |
|----|----------------------------------------------|----------------|
| 28 | 動物園、植物園、遊園地、都市公園、自然公園その他これらに類するもの            | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 29 | 遊技場、競馬場外の勝馬投票券発売所その他これらに類するもの                | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 30 | 社会福祉施設その他これらに類するもの（1及び8に掲げる対象施設を除く。）         | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 31 | 神社、寺院、教会その他これらに類するもの                         | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 32 | 郵便事業、電気通信事業、水道事業、電気事業、ガス事業又は熱供給事業の営業所        | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 33 | 駐車場                                          | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 34 | 貸会議室業を営む施設                                   | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 35 | 1から5まで及び8から34までに掲げる対象施設以外のサービス業を営む施設         | 当該施設の建物内の公共的空間 |
| 36 | 同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分                 | 当該部分の公共的空間     |
| 37 | 同一の建物内に複数の店舗等が存在する対象施設内の共用部分と壁等により区画されていない部分 | 当該部分の公共的空間     |

備考1 この表に掲げる対象施設には、次に掲げる対象施設は、含まないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号から第7号までに掲げる営業の用に供する施設並びに同条第6項に規定する店舗型風俗特殊営業及び同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗
  - (2) たばこ又は喫煙具の対面による販売を営む店舗であって、次に掲げるもの  
 ア 客にその店舗内においてたばこを試験的に喫煙させるもの  
 イ バーその他の施設を設けて、客にその店舗内においてたばこを喫煙させる営業を営むもの
  - (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、施設の利用の形態又は施設若しくは設備の構造を考慮し、不特定若しくは多数の者に受動喫煙が生じるおそれがないもの又は受動喫煙の防止等に関する措置を講ずることが著しく困難であるものとして知事が別に定める対象施設
- 2 この表において「公共的空間」とは、対象施設のうち次に掲げる区域以外のものをいう。
- (1) 居室、事務室その他の専ら従業員等の特定の者が利用し、又は出入りする区域
  - (2) 会議室、宴会場、個室その他これらに類する対象施設の区域で、特定の利用者が一時的に貸し切って利用することができるもの

別表第2（第15条関係）

| 番号 | 対象施設の区分                      | 区域                                  |
|----|------------------------------|-------------------------------------|
| 1  | 観覧場                          | 屋外の観客席（野球場、サッカー場及び陸上競技場の屋外の観客席を除く。） |
| 2  | 動物園、植物園、遊園地、都市公園その他これらに類するもの | 当該施設の敷地内の区域                         |
| 3  | 別表第1に掲げる対象施設以外の対象施設          | 当該施設の建物内の公共的空間                      |

備考 この表において「公共的空間」とは、別表第1備考2に規定する公共的空間をいう。



浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第19号**

**浄化槽保守点検業者の登録に関する条例等の一部を改正する条例**

(浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第1条 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年兵庫県条例第11号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第5条第1項第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加える。

(屋外広告物条例の一部改正)

第2条 屋外広告物条例(平成4年兵庫県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第26条の2第1項第4号中「住所」の右に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第26条の4第1項第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加える。

(住宅改修事業の適正化に関する条例の一部改正)

第3条 住宅改修事業の適正化に関する条例(平成18年兵庫県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第4号中「住所」の右に「(法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名)」を加える。

第6条第1項第5号中「前各号」の右に「又は次号」を加える。

(金属くず営業条例の一部改正)

第4条 金属くず営業条例(昭和39年兵庫県条例第56号)の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第4条第7号中「のいずれかに」を「及び次号のいずれにも」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



総合治水条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第20号**

**総合治水条例**

目次

前文

第1章 総則(第1条—第5条)

第2章 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)

第3章 河川下水道対策(第8条・第9条)

第4章 流域対策

第1節 調整池の設置及び保全(第10条—第20条)

第2節 土地等の雨水貯留浸透機能(第21条—第25条)

第3節 貯水施設の雨水貯留容量の確保(第26条—第30条)

第4節 ポンプ施設との調整(第31条—第35条)

第5節 遊水機能の維持(第36条)

第6節 森林の整備及び保全(第37条)

第5章 減災対策

第1節 浸水に関する情報(第38条—第41条)

第2節 浸水による被害の軽減のための体制の整備(第42条・第43条)

第3節 建物等の耐水機能(第44条—第49条)

## 第4節 浸水による被害からの早期の生活の再建（第50条）

## 第6章 県民相互及び他の行政機関との連携（第51条—第54条）

## 第7章 雑則（第55条—第57条）

## 第8章 罰則（第58条—第61条）

## 附則

水は命の源として、私たちに恵みとうるおいをもたらし、古来から生活を支えている。一方で、水は、時として氾濫し、私たちの生活に大きな影響を与えている。

これまでの治水は、雨水を河川等を集めて、早く安全に流すことを基本とし、河川における対策として、ダム、堤防等の設置、河道の拡幅等の整備を進め、下水道における対策として雨水を排水するための管渠等の整備を進めることにより行われてきた。

しかし、河川の上流の周辺では開発が進行して雨水が流出しやすくなり、河川の下流の周辺では高度な都市化が進行して大きな被害が生じやすくなるとともに、近年、台風に伴う大雨のみならず、局地的に集中する大雨が多発することで、従来よりも浸水による被害が拡大している。

こうした状況のもと、これまでの治水対策に加え、地域における特性及び課題に着目し、流域全体で雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策及び浸水が発生した場合における被害の軽減を図る対策を効果的に組み合わせる総合治水の必要性が高まっている。

このため、総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、もって県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

## (定義)

第1条 この条例において「河川下水道対策」とは、降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させることをいう。

2 この条例において「流域対策」とは、降雨による浸水の発生を減少させるため、流域（分水界によって囲まれた区域をいう。以下同じ。）内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることをいう。

3 この条例において「減災対策」とは、降雨による浸水が発生した場合においても、浸水による被害を軽減させるため、あらかじめ適切に浸水の発生に備えることをいう。

## (基本理念)

第2条 総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減することを旨として、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならない。

2 前項の総合治水を推進するに当たっては、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

## (県の責務)

第3条 県は、前条各項に定める総合治水の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

## (市町の責務)

第4条 市町は、基本理念にのっとり、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、及び実施するようにするものとする。

2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、国及び県と連携し、当該施策を効果的に実施するようにするものとする。

## (県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるようにするものとする。

2 県民は、国、県及び市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとする。

## 第2章 地域総合治水推進計画

## (地域総合治水推進計画)

第6条 知事は、基本理念にのっとり、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、流域を基本とし、県民生活並びに産業及び地域の特性を考慮して、知事が別に定める地域（以下「計画地域」という。）ごとに総合治水の推進に関する計画（以下「地域総合治水推進計画」という。）を定めなければならない。

2 地域総合治水推進計画は、計画地域における次に掲げる事項について定める。

(1) 総合治水の基本的な目標に関する事項

- (2) 総合治水の推進に関する基本的な方針
- (3) ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他の河川下水道対策に関する事項
- (4) 調整池、雨水を貯留し浸透させる機能を備えるべき施設、貯水施設及びポンプ施設に係る事項その他の流域対策に関する事項
- (5) 耐水機能を備えるべき施設に係る事項その他の減災対策に関する事項
- (6) 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- (7) その他総合治水を推進するに当たって必要な事項

(総合治水推進協議会)

第7条 知事は、地域総合治水推進計画を策定するに当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）において、広く県民から意見を聴くものとする。

2 協議会は、計画地域をその管轄区域に含む市町の長、関係行政機関の職員、計画地域の住民その他の知事が指名する者により構成する。

### 第3章 河川下水道対策

(河川の整備及び維持)

第8条 知事は、その管理する河川について、次に掲げるところにより河川の整備及び維持を行うものとする。

- (1) ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的に、かつ、効果的に組み合わせる行うこと。
- (2) 大雨が予想される場合において操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設の適正な管理を行うこと。
- (3) 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなる物の撤去等を行うこと。
- (4) 降雨による氾濫により過去に著しい浸水による被害が発生した河川にあつては、同様の降雨があつたときにおいても浸水による被害が軽減できるよう、河道の拡幅、堤防の補強等を行うこと。
- (5) 流水を流下させる能力が下流に比べて著しく低い箇所がある河川にあつては、当該能力を向上させるため、河床の掘削等を行うこと。

2 知事は、前項の河川の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するものとする。

- (1) 貴重な動植物の生息環境又は生育環境の保全に努めること。
- (2) 流域の歴史及び文化への配慮に努めること。
- (3) 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること。

(下水道の整備及び維持)

第9条 県は、流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号の流域下水道をいう。）に係る管渠、ポンプ施設等の整備及び維持を行うものとする。

### 第4章 流域対策

#### 第1節 調整池の設置及び保全

(開発行為に伴う調整池の設置)

第10条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であつて、その可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するようにならなければならない。

(重要調整池の設置)

第11条 規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であつて、前条の規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条の規則で定める基準に照らして想定される雨水が流出する量の変化

(6) 調整池の設置に関する計画

(7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要調整池」という。）を設置しなければならない。

（開発者への措置命令）

第12条 知事は、前条第2項に違反して、調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要調整池の設置を命ずることができる。

2 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項の技術的基準に適合しないと認めるときは、当該開発者に対し、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（重要調整池の設置の完了の届出等）

第13条 開発者は、調整池の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、設置された調整池について検査を行い、第11条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、その旨を告示するものとする。

（重要調整池の所有者等の義務）

第14条 重要調整池の所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「重要調整池の所有者等」という。）は、その重要調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。

2 重要調整池について、前項の機能が失われたときは、重要調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 重要調整池の所有者等が変更したときは、新たに重要調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（重要調整池の所有者等に対する措置命令）

第15条 知事は、前条第1項の重要調整池の所有者等が同項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、同項の重要調整池の所有者等に対し、重要調整池に堆積した土砂等の撤去その他重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（重要調整池の所有者等の義務の免除）

第16条 知事は、浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、第14条第1項の義務を免除することができる。

2 前項の規定による義務の免除は、その旨を告示してする。

（重要調整池以外の調整池の管理）

第17条 重要調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならない。

（指定調整池の指定）

第18条 知事は、重要調整池以外の調整池であって、計画地域における流域対策において、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を指定調整池として指定することができる。

2 知事は、指定調整池を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

（指定調整池の所有者等の義務）

第19条 指定調整池の所有者（所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「指定調整池の所有者等」という。）は、前条第1項の指定の際、現に当該指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、指定調整池について適正な管理を行わなければならない。

2 指定調整池について、前項の機能が失われたときは、指定調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定調整池の所有者等が変更したときは、新たに指定調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（指定の解除）

第20条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。



## 第2節 土地等の雨水貯留浸透機能

## (土地等の雨水貯留浸透機能)

第21条 校庭、公園、駐車場その他の広い土地を利用した施設の所有者又は工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、その四方に雨水を貯留するための壁を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにならなければならない。

2 庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにならなければならない。

3 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するようにならなければならない。

4 水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する施設の所有者は、水田に堰板を設置すること、ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高めるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するようにならなければならない。

## (指定雨水貯留浸透施設の指定)

第22条 知事は、前条各項に規定する施設に係る土地又は建物若しくは工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「土地等」という。）に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める場合には、当該土地等を指定雨水貯留浸透施設として指定することができる。

2 知事は、指定雨水貯留浸透施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

## (指定雨水貯留浸透施設の所有者等の義務)

第23条 指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、その指定雨水貯留浸透施設に対し、雨水貯留浸透機能を備えるとともに、その雨水貯留浸透機能を維持しなければならない。

2 前項の規定により、指定雨水貯留浸透施設に雨水貯留浸透機能を備えようとする者は、その備える雨水貯留浸透機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

## (指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出)

第24条 前条第1項に規定する者が同項の規定により新たに雨水貯留浸透機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定雨水貯留浸透施設の雨水貯留浸透機能が失われたときは、当該指定雨水貯留浸透施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定雨水貯留浸透施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

## (指定の解除)

第25条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に関する工事の中止その他の雨水貯留浸透機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

## 第3節 貯水施設の雨水貯留容量の確保

## (貯水施設による雨水貯留容量の確保)

第26条 利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留容量」という。）を確保するようにならなければならない。

## (指定貯水施設の指定)

第27条 知事は、前条の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を指定貯水施設として指定することができる。

2 知事は、指定貯水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

(指定貯水施設の管理者の義務)

第28条 指定貯水施設の管理者は、第26条に規定する適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。

2 前項の規定により、指定貯水施設において適切な措置を行おうとする者は、その行う適切な措置について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

(指定貯水施設の管理者の届出)

第29条 指定貯水施設の雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するときは、その管理者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定貯水施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第30条 知事は、雨水を貯留する用途の廃止その他の雨水貯留容量を確保することができない正当な理由があるときは、指定貯水施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

#### 第4節 ポンプ施設との調整

(ポンプ施設の管理者の義務)

第31条 堤内地にたまった水を河川に排水するためのポンプ施設（河川法第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。以下この節において単に「ポンプ施設」という。）の管理者は、当該河川が増水し、堤防の決壊等による浸水による被害が発生するおそれが生じている場合においては、当該河川への排水を行わない等のポンプ施設の適切な操作をするようにしなければならない。

(指定ポンプ施設の指定)

第32条 知事は、前条の適切な操作を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認めるポンプ施設を指定ポンプ施設として指定することができる。

2 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。

3 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

(指定ポンプ施設の排水計画の策定)

第33条 指定ポンプ施設の管理者は、当該指定ポンプ施設が排水する河川が増水している場合における当該ポンプ施設の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切なポンプ施設の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を策定しなければならない。

2 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画の策定に当たっては、あらかじめ、知事と協議し、その同意を得なければならない。

3 知事は、前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

(指定ポンプ施設の管理者の義務)

第34条 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画に従って、指定ポンプ施設の操作を行わなければならない。

2 指定ポンプ施設の用途を廃止したときは、その管理者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定ポンプ施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(指定の解除)

第35条 知事は、指定ポンプ施設について、その用途が廃止されたときは、その指定を解除するものとする。

#### 第5節 遊水機能の維持

第36条 河川が増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する農地等の土地の所有者は、その土地の遊水機能の維持に努めなければならない。

#### 第6節 森林の整備及び保全

第37条 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全が図られるようにしなければならない。

2 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に資する施策を講ずるものとする。

#### 第5章 減災対策

##### 第1節 浸水に関する情報

(浸水が想定される区域の指定)

第38条 知事は、河川（河川法第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき知事が管理する河川のうち、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）について、浸水による被害の軽減を図るため、規則で定めるところにより、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。

3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、県民に周知をするとともに、関係市町の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

5 知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について前各項の規定による措置と同様の措置を講ずるとともに、第3項の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めるものとする。

(県民の情報の把握)

第39条 県民は、国、県及び市町が公表した浸水が想定される区域に関する情報を把握するよう努めなければならない。

2 県民は、前条第3項の周知に協力するようにしなければならない。

(浸水による被害の発生に係る情報の伝達)

第40条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための市町による活動を円滑に進められるよう、水防法の規定に基づくもののほか、管理する河川及び下水道についての水位、雨量等の情報を市町及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供するものとする。

2 県は、市町に対し、前項の水位、雨量等の情報の県民への提供に協力するよう求めるものとする。

3 県民は、国、県及び市町が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努めなければならない。

(浸水による被害の軽減に関する学習)

第41条 県民は、浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水による被害及びこれに対する適切な対策について学習するように努めなければならない。

2 県は、浸水による被害及びこれに対する適切な対策に関する知識を県民に対し普及し、その学習を支援するとともに、市町に対し、同様の施策を講ずるよう求めるものとする。

##### 第2節 浸水による被害の軽減のための体制の整備

(浸水による被害の軽減のための体制の整備)

第42条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市町と連携し、第40条第1項の情報の提供等を適切に行うことができる体制の整備を行うものとする。

(訓練の実施)

第43条 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための訓練を行うとともに、市町に対し、単独で又は県と連携して、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めるものとする。

2 県民は、前項の訓練に参加するよう努めなければならない。

##### 第3節 建物等の耐水機能

(建物等の耐水機能)

第44条 建物又は工作物の所有者又は建物若しくは工作物に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、敷地の地形、第39条第1項の情報その他の事情に照らして浸水が見込まれるときは、建物又は工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「建物等」という。）の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ等の浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能を維持するようにしなければならない。

## (指定耐水施設の指定)

第45条 知事は、計画地域における防災の拠点としての用途を有する建物等その他の当該計画地域において浸水が生じた場合においてその用途を維持するために、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認める建物等を指定耐水施設として指定することができる。

2 知事は、指定耐水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。

3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

## (指定耐水施設の所有者等の義務)

第46条 指定耐水施設の所有者等は、その指定耐水施設に対し、耐水機能を備えるとともに、その耐水機能を維持しなければならない。

2 前項の規定により、指定耐水施設に耐水機能を備えようとする者は、その備える耐水機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

## (指定耐水施設の所有者等の届出)

第47条 前条に規定する者が同条の規定により新たに耐水機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 指定耐水施設の耐水機能が失われたときは、当該指定耐水施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

3 指定耐水施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

## (指定の解除)

第48条 知事は、指定耐水施設に関する工事の中止その他の耐水機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定耐水施設の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

## (集落の浸水による被害の防止)

第49条 県は、集落の浸水による被害を防止するため、二線堤又は輪中堤（河川法第3条第2項の河川管理施設である堤防とは別に同法第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域以外の土地に带状に設ける堤防又は集落を囲んで設ける堤防をいう。）を設置する事業をし、又は集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業をすることができる。

2 市町は、その区域内の集落の浸水の被害を防止するため、県が実施する前項の事業に協力するとともに、単独で又は県と共同で同項の事業と同様の事業を行うよう努めるものとする。

3 県民は、前2項の事業に協力するようにしなければならない。

## 第4節 浸水による被害からの早期の生活の再建

## (浸水による被害からの早期の生活の再建への備え)

第50条 県民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）第3条第1項に基づき県が実施する共済制度等への加入、損害保険契約（水害に伴う偶然の事故によって生ずることのある損害を填補することを約する契約をいう。）の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるように努めなければならない。

## 第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

## (県民相互の連携)

第51条 県民は、相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとする。

2 県は、前項の県民相互又は団体相互の連携に資する施策を行うものとする。

## (土地利用計画策定者との連携)

第52条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画その他法令の規定による土地の利用に関する計画を定める者は、総合治水を推進する県と連携して、当該土地の利用に関する計画を定めるものとする。

2 知事は、前項の者に対し、同項の土地の利用に関する計画を定めるに当たっては、当該土地の河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源の涵養かんようの必要性等を考慮するよう求めるものとする。

## (河川管理者との連携)

第53条 河川法第7条の知事以外の河川管理者及び同法第100条第1項の準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する河川及び準用河川の整備及び維持を行うものとする。



兵庫県立都市公園条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第21号**

**兵庫県立都市公園条例の一部を改正する等の条例**

(兵庫県立都市公園条例の一部改正)

第1条 兵庫県立都市公園条例(昭和39年兵庫県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第3中3の部を削り、4の部を3の部とし、5の部から7の部までを4の部から6の部までとし、8の部を削り、9の部を7の部とし、10の部から13の部までを8の部から11の部までとする。

(兵庫県立産業会館の設置及び管理に関する条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 兵庫県立産業会館の設置及び管理に関する条例(昭和55年兵庫県条例第31号)
- (2) 兵庫県立西はりま天文台公園の設置及び管理に関する条例(平成2年兵庫県条例第15号)
- (3) 兵庫県立東はりま日時計の丘公園の設置及び管理に関する条例(平成5年兵庫県条例第12号)
- (4) 兵庫県立但馬全天候運動場の設置及び管理に関する条例(平成6年兵庫県条例第12号)
- (5) 兵庫県立笠形山自然公園センターの設置及び管理に関する条例(平成14年兵庫県条例第16号)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

2 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例(平成22年兵庫県条例第6号)の一部を次のように改正する。

第22条を次のように改める。

第22条 削除

第24条を次のように改める。

第24条 削除

附則第1項第3号中「及び第21条から第25条まで」を「、第21条、第23条及び第25条」に改める。



兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第22号**

**兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例**

兵庫県立高等学校の設置及び管理に関する条例(昭和35年兵庫県条例第67号)の一部を次のように改正する。

|     |            |       |              |       |
|-----|------------|-------|--------------|-------|
| 別表中 | 兵庫県立龍野高等学校 | たつの市  | を「兵庫県立龍野高等学校 | たつの市」 |
|     | 兵庫県立新宮高等学校 | たつの市」 |              |       |

に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。



兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県条例第23号**

**兵庫県学校教職員定数条例の一部を改正する条例**

兵庫県学校教職員定数条例(昭和51年兵庫県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第1条中「18,516人」を「18,492人」に、「10,492人」を「10,638人」に、「8,365人」を「8,448人」に、「3,494

人」を「3,635人」に、「41,611人」を「41,957人」に改める。

附 則

この条例は、平成24年 4月 1日から施行する。



兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成24年 3月21日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県条例第24号

兵庫県立体育施設の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 体育・スポーツの振興を通じ、県民の心身の健全な発達を図り、もってその健康で文化的な生活の向上に寄与するため、兵庫県立体育施設（以下「体育施設」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名 称           | 位 置        |
|---------------|------------|
| 兵庫県立文化体育館     | 神戸市長田区蓮池町  |
| 兵庫県立神戸西テニスコート | 神戸市西区玉津町森友 |
| 兵庫県立総合体育館     | 西宮市鳴尾浜1丁目  |
| 兵庫県立海洋体育館     | 芦屋市浜風町     |
| 兵庫県立弓道場       | 明石市明石公園    |
| 兵庫県立武道館       | 姫路市西延末     |

(業務)

第3条 兵庫県立文化体育館（以下「文化体育館」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 文化活動及び体育・スポーツの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
- (2) 文化及び体育・スポーツに関する講座を開設すること。
- (3) 文化及び体育・スポーツに関する講習会、研修会、展示会等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。
- (4) 体育・スポーツに関する相談に応ずること。
- (5) 文化及び体育・スポーツに関する資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務

2 兵庫県立神戸西テニスコート（以下「神戸西テニスコート」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) テニスの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
- (2) テニスに関する講座を開設すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務

3 兵庫県立総合体育館（以下「総合体育館」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 体育・スポーツの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
- (2) 体育・スポーツに関する講座を開設すること。
- (3) 体育・スポーツに関する講習会、研究会等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。
- (4) 体育・スポーツの指導者に対する研修を行うこと。
- (5) 体育・スポーツに関する相談に応ずること。
- (6) 体育・スポーツに関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務

4 兵庫県立海洋体育館（以下「海洋体育館」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 海洋スポーツの練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
  - (2) 海洋スポーツに関する講座を開設すること。
  - (3) 海洋スポーツの指導者を養成するために研修を行うこと。
  - (4) 海洋スポーツに関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務
- 5 兵庫県立弓道場（以下「弓道場」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
- (1) 弓道の練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
  - (2) 弓道に関する講座を開設すること。
  - (3) 弓道の指導者を養成するために研修を行うこと。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務
- 6 兵庫県立武道館（以下「武道館」という。）は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
- (1) 武道の練習又は競技のために施設を県民の利用に供すること。
  - (2) 武道に関する講座を開設すること。
  - (3) 武道に関する講習会、研修会等を開催し、及びこれらのために施設を県民の利用に供すること。
  - (4) 武道に関する相談に応じ、及び必要な指導を行うこと。
  - (5) 武道に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の目的を達成するために必要な業務
- 7 教育委員会（文化体育館にあっては、知事。以下「教育委員会等」という。）は、体育施設の施設を、その目的を達成するために支障のない限り、その目的以外の目的のための利用に供することができる。
- （施設の利用の許可及び料金）
- 第4条 別表に掲げる体育施設の施設を利用しようとする者は、教育委員会等の許可を受け、当該施設の利用に係る料金を納めなければならない。
- （講座の受講の許可及び料金）
- 第5条 第3条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号、第4項第2号、第5項第2号及び第6項第2号に掲げる講座を受講しようとする者は、教育委員会等の許可を受け、当該講座の受講に係る料金を納めなければならない。
- （許可の取消し）
- 第6条 教育委員会等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前2条の許可の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により前2条の許可を受けたとき。
  - (2) 体育施設の設置の目的又は第4条の規定により許可を受けた利用の目的以外の目的に体育施設の施設を利用し、又は利用しようとするとき。
  - (3) 体育施設の施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれがあるとき。
  - (4) 体育施設の管理者の指示に従わないとき。
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、体育施設の管理上支障があるとき。
- （原状回復の義務等）
- 第7条 体育施設の施設を利用する者は、その責めに帰すべき理由によりその施設又は設備を滅失し、又は損傷したときは、これを原状に回復し、又はこれに要する費用を負担しなければならない。
- （管理）
- 第8条 教育委員会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、体育施設の管理を指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。
- 2 第4条及び第5条に規定する料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者にその収入として収受させる。
- 3 利用料金の額は、次の各号に掲げる料金の区分に応じ、当該各号に定める基準額に0.5を乗じて得た額から当該基準額に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が教育委員会等の承認を受けて定めるものとする。ただし、利便施設について、公募に付して、価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者に利用させる場合にあつては、その者の申込みに係る価格に相当する額とする。
- (1) 第4条の料金 別表に定める基準額
  - (2) 第5条の料金 16,000円（弓道場にあつては、10,000円）を超えない範囲内で教育委員会等の規則で定める基準額



4 指定管理者は、教育委員会等の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除し、又は返還することができる。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、体育施設の管理に関して必要な事項は、教育委員会等の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 兵庫県立海洋体育館の設置及び管理に関する条例（昭和59年兵庫県条例第14号）
- (2) 兵庫県立文化体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年兵庫県条例第13号）
- (3) 兵庫県立総合体育館の設置及び管理に関する条例（昭和60年兵庫県条例第21号）
- (4) 兵庫県立弓道場の設置及び管理に関する条例（昭和63年兵庫県条例第22号）
- (5) 兵庫県立武道館の設置及び管理に関する条例（平成14年兵庫県条例第33号）

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に前項の規定による廃止前の同項各号に掲げる条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例の一部改正)

4 使用料及び手数料徴収条例等の一部を改正する条例（平成22年兵庫県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第43条を次のように改める。

第43条 削除

附則第1項第3号中「第43条、」を削る。

別表（第4条、第8条関係）

1 文化体育館

(1) 専用利用

| 区 分    |                        |              | 基 準 額       |             |             |             |              |              | 備 考                                                                                                                                                                                                     |
|--------|------------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |                        |              | 開館時刻から12時まで | 13時から17時まで  | 18時から閉館時刻まで | 開館時刻から17時まで | 13時から閉館時刻まで  | 開館時刻から閉館時刻まで |                                                                                                                                                                                                         |
| 多目的ホール | 入場料その他これに類するものを徴収しない場合 | 文化活動等に利用する場合 | 円<br>37,700 | 円<br>50,200 | 円<br>56,500 | 円<br>87,900 | 円<br>106,700 | 円<br>144,400 | 1 「一部利用」とは、3階及び4階の観覧席以外の施設の利用をいう。<br>2 営業行為に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。<br>3 多目的ホール、小ホール、体育室、多目的室又は格技室を平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で規則で定める額とする。<br>4 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭 |
|        |                        | 一部利用         | 23,300      | 31,000      | 34,900      | 54,300      | 65,900       | 89,200       |                                                                                                                                                                                                         |
|        |                        | 体育・スポーツに     | 22,300      | 29,700      | 33,500      | 52,000      | 63,200       | 85,500       |                                                                                                                                                                                                         |

|                       |              |        |        |        |         |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-----------------------|--------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 入場料その他これに類するものを徴収する場合 | 利用する場合       | 一部利用   | 7,900  | 10,500 | 11,900  | 18,400  | 22,400  | 30,300  | <p>和23年法律第178号)に規定する休日以外の日をいう。</p> <p>5 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のために多目的ホール、体育室、多目的室又は格技室を利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。</p> <p>6 テレビジョン又はラジオの中継放送を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3若しくは5により算出したそれぞれの額に、テレビジョンの中継放送にあっては10,000円、ラジオの中継放送にあっては5,000円を加算した額とする。</p> <p>7 多目的ホールを準備又は後始末のために利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3若しくは5により算出したそれぞれの額の10分の3の額とする。</p> <p>8 多目的ホールを舞台練習のために利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3若しくは5により算出したそれぞれの額の10分の7の額とする。</p> <p>9 多目的ホールを体育・スポーツに利用する場合（一部利用に限る。）又は体育室を利用する場合で、その面積の2分の1以下の面積を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は3若しくは5により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。</p> <p>10 7、8又は9により</p> |
|                       | 文化活動等に利用する場合 | 全部利用   | 67,800 | 90,400 | 101,800 | 158,200 | 192,200 | 260,000 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       |              | 一部利用   | 41,900 | 55,900 | 62,900  | 97,800  | 118,800 | 160,700 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       |              | 全部利用   | 40,000 | 53,400 | 60,100  | 93,400  | 113,500 | 153,500 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 体育・スポーツに利用する場合        | 一部利用         | 14,100 | 19,000 | 21,200 | 33,100  | 40,200  | 54,300  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | 小ホール         | 4,800  | 6,400  | 7,200  | 11,200  | 13,600  | 18,400  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 体育室                   | 7,100        | 9,500  | 10,700 | 16,600 | 20,200  | 27,300  |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 多目的室                  | 3,800        | 5,000  | 5,700  | 8,800  | 10,700  | 14,500  |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 格技室                   | 3,000        | 4,000  | 4,500  | 7,000  | 8,500   | 11,500  |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| プール（1コースにつき）          | 3,600        | 4,800  | 5,400  | 8,400  | 10,200  | 13,800  |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 特別会議室                 | 1,900        | 2,500  | 2,800  | 4,400  | 5,300   | 7,200   |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 会議室                   | A            | 2,700  | 3,600  | 4,100  | 6,300   | 7,700   | 10,400  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | B            | 1,500  | 2,000  | 2,300  | 3,500   | 4,300   | 5,800   |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 和室会議室                 | 1,300        | 1,800  | 2,000  | 3,100  | 3,800   | 5,100   |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 研修室                   | A            | 2,700  | 3,600  | 4,100  | 6,300   | 7,700   | 10,400  |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|                       | B            | 1,100  | 1,400  | 1,700  | 2,500   | 3,100   | 4,200   |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 創作室                   | 1,100        | 1,400  | 1,700  | 2,500  | 3,100   | 4,200   |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |

|         |                                                            |                               |
|---------|------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 附 属 設 備 | 別に規則で定める額                                                  | 算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 |
| 利 便 施 設 | 使用料及び手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第12号）別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 |                               |

(2) 共同利用

| 区 分     | 基 準 額        | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 体 育 室   | 1人1回につき 300円 | 1 「1回」とは、体育室、多目的室又は格技室を利用する場合にあっては開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいい、プール又はトレーニング室を利用する場合にあっては開館時刻から閉館時刻までの間の利用をいう。<br>2 プール及びトレーニング室を利用する場合は、1人1回につき950円とする。<br>3 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が体育室、多目的室、格技室又はプールを利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>4 回数券によって利用する場合の回数券1冊（11枚つづり）の額は、左欄に掲げるそれぞれの額の10倍に相当する額とする。<br>5 定期券によってプール又はトレーニング室を利用する場合の定期券の額は、左欄に掲げるそれぞれの額の18倍に相当する額とし、その有効期間は、3月とする。<br>6 定期券によってプール及びトレーニング室を利用する場合の定期券の額は、2に定める額の18倍に相当する額とし、その有効期間は、3月とする。<br>7 3により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 |
| 多 目 的 室 | 1人1回につき 300円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 格 技 室   | 1人1回につき 300円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| プ ー ル   | 1人1回につき 500円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| トレーニング室 | 1人1回につき 650円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |

2 神戸西テニスコート

| 区 分     | 基 準 額                                      | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|--------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| テニスコート  | 専用に利用する場合<br>1面1時間につき 650円                 | 1 テニスコートを平日に利用する場合（専用に利用する場合に限る。）は、左欄に掲げる額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。<br>2 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。<br>3 小学校の児童及び中学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>4 回数券によってテニスコートを共同で利用する場合の回数券1冊（11枚つづり）の額は、左欄に掲げる額の10倍に相当する額とする。 |
|         | 共同で利用する場合<br>1人1回半日につき 300円                |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 附 属 設 備 | 別に教育委員会規則で定める額                             |                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 利 便 施 設 | 使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 |                                                                                                                                                                                                                                                                       |

3 総合体育館  
(1) 専用利用

| 区 分    |        |                        | 基 準 額       |             |             |             |             |              | 備 考          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------|--------|------------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|--------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        |        |                        | 開館時刻から12時まで | 13時から17時まで  | 18時から閉館時刻まで | 開館時刻から17時まで | 13時から閉館時刻まで | 開館時刻から閉館時刻まで |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| スポーツ施設 | 大体育室   | 入場料その他これに類するものを徴収しない場合 | 全部利用        | 円<br>29,400 | 円<br>39,100 | 円<br>44,000 | 円<br>68,500 | 円<br>83,100  | 円<br>112,500 | 1 「一部利用」とは、<br>2階の観覧席以外の施設の利用をいう。<br>2 営業行為に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3により算出したそれぞれの額の2倍に相当する額とする。<br>3 スポーツ施設を平日に利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の範囲内で教育委員会規則で定める額とする。<br>4 「平日」とは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。<br>5 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者のためにスポーツ施設を利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>6 テレビジョン又はラジオの中継放送を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3若しくは5により算出したそれぞれの額に、テレビジョンの中継放送にあっては10,000円、ラジオの中継放送にあっては5,000円を加算した額とする。<br>7 大体育室を準備又は後始末のために利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は3 |
|        |        |                        | 一部利用        | 14,700      | 19,500      | 22,100      | 34,200      | 41,600       | 56,300       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        |        | 全部利用                   | 44,000      | 58,700      | 66,100      | 102,700     | 124,800     | 168,800      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        |        | 一部利用                   | 29,400      | 39,100      | 44,000      | 68,500      | 83,100      | 112,500      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        |        | 入場料その他これに類するものを徴収する場合  | 全部利用        | 52,800      | 70,400      | 79,400      | 123,200     | 149,800      | 202,600      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        |        |                        | 一部利用        | 26,500      | 35,100      | 39,700      | 61,600      | 74,800       | 101,300      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | 全部利用   |                        | 79,400      | 105,500     | 119,000     | 184,900     | 224,500     | 303,900      |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|        | その他に利用 |                        |             |             |             |             |             |              |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|         |                                            |                |        |        |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------|----------------|--------|--------|---------|---------|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | する場合<br>一部利用                               | 52,800         | 70,400 | 79,400 | 123,200 | 149,800 | 202,600 | <p>若しくは5により算出したそれぞれの額の10分の3の額とする。</p> <p>8 大体育室を一部利用する場合で、その面積の2分の1以下の面積又は3分の1以下の面積を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は3若しくは5により算出したそれぞれの額の2分の1の額又は3分の1の額とする。</p> <p>9 スポーツ施設を合宿のために開館時刻前に利用する場合の1時間当たりの額は、開館時刻から12時までに係る左欄に掲げるそれぞれの額又は3、5若しくは8により算出したそれぞれの額の1時間当たりの額とする。この場合において、1時間に満たない端数があるときは、これを1時間とする。</p> <p>10 スポーツ施設を利用する者が、併せてランニングデッキを共同利用する場合は、ランニングデッキの利用については、無料とする。</p> <p>11 7、8又は9により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。</p> |
|         | 中 体 育 室                                    | 6,900          | 9,100  | 10,300 | 16,000  | 19,400  | 26,300  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 小 体 育 室                                    | 4,900          | 6,500  | 7,400  | 11,400  | 13,900  | 18,800  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 格 技 室                                      | 4,900          | 6,500  | 7,400  | 11,400  | 13,900  | 18,800  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 特 別 会 議 室                                  | 1,800          | 2,300  | 2,600  | 4,100   | 4,900   | 6,700   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 和室会議室   | A                                          | 1,300          | 1,800  | 1,900  | 3,100   | 3,700   | 5,000   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | B                                          | 800            | 1,100  | 1,200  | 1,900   | 2,300   | 3,100   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 視 聴 覚 室                                    | 800            | 1,100  | 1,200  | 1,900   | 2,300   | 3,100   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 研 修 室                                      | 500            | 700    | 700    | 1,200   | 1,400   | 1,900   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 栄養指導実習室                                    | 300            | 500    | 600    | 800     | 1,100   | 1,400   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 宿泊施設    | 特 別 室                                      | 1人1泊につき 2,300円 |        |        |         |         |         | <p>1 「1泊」とは、17時から翌日の9時までの間の利用をいう。</p> <p>2 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|         | 和 室                                        | 1人1泊につき 1,800円 |        |        |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|         | 洋 室                                        | 1人1泊につき 1,100円 |        |        |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 利 便 施 設 | 使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 |                |        |        |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 附 属 設 備 | 別に教育委員会規則で定める額                             |                |        |        |         |         |         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

(2) 共同利用

| 区 分      | 基 準 額        | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|----------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トレーニング室  | 1人1回につき 650円 | 1 「1回」とは、トレーニング室を利用する場合にあっては開館時刻から閉館時刻までの間の利用をいい、その他の施設を利用する場合にあっては開館時刻から12時まで、13時から17時まで又は18時から閉館時刻までのそれぞれの間の利用をいう。<br>2 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>3 回数券によって利用する場合の回数券1冊（11枚つづり）の額は、左欄に掲げるそれぞれの額の10倍に相当する額とする。<br>4 定期券によってトレーニング室を利用する場合の定期券の額は、左欄に掲げる額の18倍に相当する額とし、その有効期間は、3月とする。<br>5 トレーニング室、中体育室、小体育室又は格技室を利用する者が、併せてランニングデッキを利用する場合は、ランニングデッキの利用については、無料とする。<br>6 2により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 |
| 中 体 育 室  | 1人1回につき 450円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 小 体 育 室  | 1人1回につき 450円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 格 技 室    | 1人1回につき 450円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| ランニングデッキ | 1人1回につき 450円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

4 海洋体育館

| 区 分       | 基 準 額                                      |                |              | 備 考                                                                                                                                                                                            |
|-----------|--------------------------------------------|----------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|           | 開館時刻から12時30分まで                             | 13時30分から閉館時刻まで | 開館時刻から閉館時刻まで |                                                                                                                                                                                                |
| 研 修 室     | 円<br>1,300                                 | 円<br>1,700     | 円<br>3,000   |                                                                                                                                                                                                |
| 会 議 室     | 300                                        | 300            | 600          |                                                                                                                                                                                                |
| 和 室 会 議 室 | 400                                        | 600            | 1,000        |                                                                                                                                                                                                |
| ヨ ッ ト     | 1艇1時間につき1,000円の範囲内で教育委員会規則で定める額            |                |              | 1 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合（指導者が、指導のためにヨット等に同乗する場合又は指導のためのヨット等を艇庫等に置く場合を含む。）は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>2 利用時間等に1時間、1メートル又は1月に満たない端数があるときは、これらをそれぞれ1時間、1メートル又は1月とする。 |
| カ ヌ ー     | 1艇1時間につき500円の範囲内で教育委員会規則で定める額              |                |              |                                                                                                                                                                                                |
| ボ ー ト     | 1艇1時間につき1,300円の範囲内で教育委員会規則で定める額            |                |              |                                                                                                                                                                                                |
| 艇 庫       | ヨットを置く場合                                   | 1艇1メートル1月につき   | 1,100円       |                                                                                                                                                                                                |
|           | カヌー又はボートを置く場合                              | 1艇1メートル1月につき   | 700円         |                                                                                                                                                                                                |
| 陸 置 場     | ヨットを置く場合                                   | 1艇1メートル1月につき   | 900円         |                                                                                                                                                                                                |
|           | カヌー又はボートを置く場合                              | 1艇1メートル1月につき   | 600円         |                                                                                                                                                                                                |
| 利 便 施 設   | 使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 |                |              |                                                                                                                                                                                                |

5 弓道場

| 区 分         |         | 基 準 額                                            |                 |                  | 備 考                                                                                                               |
|-------------|---------|--------------------------------------------------|-----------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|             |         | 開館時刻<br>から12時<br>まで                              | 13時から閉館<br>時刻まで | 開館時刻から<br>閉館時刻まで |                                                                                                                   |
| 弓<br>道<br>場 | 専 用 利 用 | 2,400円                                           | 3,100円          | 5,500円           | 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。この場合において、2分の1の額に10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 |
|             | 共 同 利 用 | 1人2時間につき150円。ただし、2時間を超える場合は、1時間につき100円を加算した額とする。 |                 |                  |                                                                                                                   |
| 利 便 施 設     |         | 使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額       |                 |                  |                                                                                                                   |

6 武道館

(1) 専用利用

| 区 分      |                                                                                                |                           | 基 準 額                                              |                    |                    |                   |                    |                   | 備 考        |                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------|----------------------------------------------------|--------------------|--------------------|-------------------|--------------------|-------------------|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|          |                                                                                                |                           | 9時か<br>ら12時<br>まで                                  | 13時か<br>ら17時<br>まで | 18時か<br>ら21時<br>まで | 9時か<br>ら17時<br>まで | 13時か<br>ら21時<br>まで | 9時か<br>ら21時<br>まで |            | 特別利<br>用時間<br>(1時<br>間につ<br>き)                                                                                                                                                                                                            |
| 第1<br>道場 | 入<br>場料<br>その<br>他<br>これ<br>に<br>類<br>す<br>る<br>も<br>の<br>を<br>徴<br>収<br>し<br>な<br>い<br>場<br>合 | 営業行為<br>以外に利<br>用する場<br>合 | 円<br>12,700                                        | 円<br>17,000        | 円<br>19,000        | 円<br>29,700       | 円<br>36,000        | 円<br>48,700       | 円<br>6,400 | 1 営業行為に<br>利用する場合<br>(第1道場又<br>は第2道場を<br>利用する場合<br>を除く。)は、<br>左欄に掲げる<br>それぞれの額<br>の2倍に相当<br>する額とする。<br>2 小学校の児<br>童並びに中学<br>校及び高等学<br>校の生徒(これ<br>らに準ずる学<br>校の児童及び<br>生徒を含む。)並<br>びに就学前の<br>者が第1道場<br>又は第2道場<br>を利用する場<br>合は、左欄に<br>掲げるそれぞ |
|          |                                                                                                | 営業行為に<br>利用する場<br>合       | 土曜<br>日、<br>日曜<br>日及<br>び休<br>日に<br>利用<br>する<br>場合 | 30,500             | 40,800             | 45,600            | 71,300             | 86,400            | 116,900    |                                                                                                                                                                                                                                           |
|          | 平日<br>に利<br>用す<br>る場<br>合                                                                      | 25,400                    | 34,000                                             | 38,000             | 59,400             | 72,000            | 97,400             | 12,700            |            |                                                                                                                                                                                                                                           |

|      |                        |                   |                   |        |        |        |         |         |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------|------------------------|-------------------|-------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2道場 | 入場料その他これに類するものを徴収する場合  | 営業行為以外に利用する場合     | 土曜日、日曜日及び休日利用する場合 | 28,900 | 38,800 | 43,300 | 67,700  | 82,100  | 111,000 | 14,500 | <p>れの額の2分の1の額とする。</p> <p>3 テレビジョン又はラジオの中継放送を伴う利用の場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は1若しくは2により算出したそれぞれの額に、テレビジョンの中継放送にあつては10,000円、ラジオの中継放送にあつては5,000円を加算した額とする。</p> <p>4 第1道場及び第2道場を準備又は後始末のために利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額又は2により算出したそれぞれの額の10分の3の額とする。</p> <p>5 第2道場又は研修室を利用する場合で、その面積の4分の3、2分の1又は4分の1を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は1、2若しくは4により算出し</p> |
|      |                        | 営業行為以外に利用する場合     | 平日に利用する場合         | 24,100 | 32,300 | 36,100 | 56,400  | 68,400  | 92,500  | 12,100 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      |                        | 営業行為に利用する場合       | 土曜日、日曜日及び休日利用する場合 | 57,800 | 77,600 | 86,600 | 135,400 | 164,200 | 222,000 | 28,900 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      |                        | 営業行為に利用する場合       | 平日に利用する場合         | 48,200 | 64,600 | 72,200 | 112,800 | 136,800 | 185,000 | 24,200 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      | 入場料その他これに類するものを徴収しない場合 | 営業行為以外に利用する場合     | 9,600             | 12,800 | 14,400 | 22,400 | 27,200  | 36,800  | 4,800   |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      | 営業行為に利用する場合            | 土曜日、日曜日及び休日利用する場合 | 23,000            | 30,700 | 34,600 | 53,700 | 65,300  | 88,300  | 11,500  |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      |                        |                   |                   |        |        |        |         |         |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|      |                        |                   |                   |        |        |        |         |         |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |



|                       |                                            |                    |        |        |        |         |         |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-----------------------|--------------------------------------------|--------------------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                       |                                            | 平日に利用する場合          | 19,200 | 25,600 | 28,800 | 44,800  | 54,400  | 73,600  | 9,600  | たそれぞれの額の4分の3、2分の1又は4分の1の額とする。<br>6 和室を利用する場合で、その面積の2分の1を利用するときは、左欄に掲げるそれぞれの額又は1若しくは2により算出したそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>7 4、5又は6により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。<br>8 「特別利用時間」とは、教育委員会が必要があると認めて開館時間を変更したときの9時から21時まで以外の利用時間をいう。<br>9 「休日」とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。<br>10 「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日をいう。 |
| 入場料その他これに類するものを徴収する場合 | 営業行為以外に利用する場合                              | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 21,800 | 29,200 | 32,900 | 51,000  | 62,100  | 83,900  | 10,900 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                       |                                            | 平日に利用する場合          | 18,200 | 24,300 | 27,400 | 42,500  | 51,700  | 69,900  | 9,100  |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                       | 営業行為に利用する場合                                | 土曜日、日曜日及び休日に利用する場合 | 43,600 | 58,400 | 65,800 | 102,000 | 124,200 | 167,800 | 21,800 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                       |                                            | 平日に利用する場合          | 36,400 | 48,600 | 54,800 | 85,000  | 103,400 | 139,800 | 18,200 |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 会 議 室                 |                                            |                    | 2,000  | 2,600  | 3,000  | 4,600   | 5,600   | 7,600   | 1,000  |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 研 修 室                 |                                            |                    | 4,100  | 5,400  | 6,100  | 9,500   | 11,500  | 15,600  | 2,100  |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 和 室                   |                                            |                    | 1,700  | 2,200  | 2,500  | 3,900   | 4,700   | 6,400   | 900    |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 附 属 設 備               | 別に教育委員会規則で定める額                             |                    |        |        |        |         |         |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 利 便 施 設               | 使用料及び手数料徴収条例別表第1建物使用料の款専用使用の項の規定の例により算定した額 |                    |        |        |        |         |         |         |        |                                                                                                                                                                                                                                                                                              |

## (2) 共同利用

| 区 分     | 基 準 額        | 備 考                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|---------|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第 2 道 場 | 1人1回につき 300円 | 1 「1回」とは、第2道場を利用する場合にあつては9時から12時まで、13時から17時まで又は18時から21時までのそれぞれの間の利用をいい、トレーニング室を利用する場合にあつては9時から21時までの間の利用をいう。<br>2 小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒（これらに準ずる学校の児童及び生徒を含む。）並びに就学前の者が利用する場合は、左欄に掲げるそれぞれの額の2分の1の額とする。<br>3 回数券によって利用する場合の回数券1冊（11枚つづり）の額は、左欄に掲げるそれぞれの額の10倍に相当する額とする。<br>4 定期券によってトレーニング室を利用する場合の定期券の額は、左欄に掲げる額の18倍に相当する額とし、その有効期間は、3月とする。<br>5 2により算出した額に、10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。 |
| トレーニング室 | 1人1回につき 450円 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |